

令和七年六月十七日（火曜日）午前十時零分 開議

議事日程第二号

令和七年六月十七日（火曜日）午前十時開議

- | | | |
|------|--------|---|
| 第一 | 議第八十四号 | 令和七年度山形県一般会計補正予算（第一号） |
| 第二 | 議第八十五号 | 令和七年度山形県流域下水道事業会計補正予算（第一号） |
| 第三 | 議第八十六号 | 県職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の設定について |
| 第四 | 議第八十七号 | 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第五 | 議第八十八号 | 山形県職員等の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の設定について |
| 第六 | 議第八十九号 | 山形県副知事定数条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第七 | 議第九十号 | 山形県県税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第八 | 議第九十一号 | 山形県地域経済牽引事業の促進のための不動産取得税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第九 | 議第九十二号 | 山形県議会議員及び山形県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第十 | 議第九十三号 | 山形県民生委員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第十一 | 議第九十四号 | 山形県県立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第十二 | 議第九十五号 | 山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第十三 | 議第九十六号 | 山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第十四 | 議第九十七号 | 山形県衛星通信システム第三世代化工事請負契約の締結について |
| 第十五 | 議第九十八号 | 一般県道余目松山線道路施設長寿命化対策事業庄内橋床版工事請負契約の締結について |
| 第十六 | 議第九十九号 | 公立大学法人東北公益文科大学定款の制定について |
| 第十七 | 議第百号 | 負担付き寄附の受領について |
| 第十八 | 議第百一号 | 財産の出資について |
| 第十九 | 議第百二号 | 河川整備補助事業大旦川築堤護岸工事請負契約の締結の追認について |
| 第二十 | 議第百三号 | 河川整備補助事業湯尻川護岸及び排水樋門工事請負契約の締結の追認について |
| 第二十一 | 議第百四号 | 河川整備補助事業大旦川連絡水路逆流防止施設工事請負契約の締結の追認について |
| 第二十二 | 議第百五号 | 河川整備補助事業大旦川築堤護岸工事請負契約の締結の追認について |
| 第二十三 | 議第百六号 | 令和六年度山形県一般会計補正予算（第八号）の専決処分の承認について |
| 第二十四 | 議第百七号 | 山形県県税条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分の承認について |
| 第二十五 | 議第百八号 | 山形県公安委員会委員の任命について |
| 第二十六 | 議第百九号 | 山形県人事委員会委員の選任について |
| 第二十七 | 議第百十号 | 県政一般に関する質問 |

本日の会議に付した事件

議事日程第二号に同じ。

出席議員（四十三名）

- | | | | | | |
|---|---|---|---|-----|----|
| 一 | 番 | 石 | 川 | 渉 | 議員 |
| 二 | 番 | 佐 | 藤 | 寿 | 議員 |
| 三 | 番 | 齋 | 藤 | 俊一郎 | 議員 |
| 四 | 番 | 橋 | 本 | 彩子 | 議員 |
| 五 | 番 | 松 | 井 | 愛 | 議員 |
| 六 | 番 | 石 | 川 | 正志 | 議員 |
| 七 | 番 | 阿 | 部 | 恭平 | 議員 |
| 八 | 番 | 鈴 | 木 | 学 | 議員 |
| 九 | 番 | 伊 | 藤 | 香織 | 議員 |
| 十 | 番 | 石 | 塚 | 慶 | 議員 |

十一	番	関		徹	議員
十二	番	江	口	暢 子	議員
十三	番	阿	部	ひとみ	議員
十四	番	梅	津	庸 成	議員
十五	番	高	橋	弓 嗣	議員
十六	番	佐	藤	文 一	議員
十七	番	相	田	日出夫	議員
十八	番	佐	藤	正 胤	議員
十九	番	遠	藤	寛 明	議員
二十	番	相	田	光 照	議員
二十一	番	遠	藤	和 典	議員
二十二	番	菊	池	文 昭	議員
二十三	番	今	野	美奈子	議員
二十四	番	高	橋	淳	議員
二十五	番	青	木	彰 榮	議員
二十六	番	梶	原	宗 明	議員
二十七	番	五十	嵐	智 洋	議員
二十八	番	能	登	淳 一	議員
二十九	番	柴	田	正 人	議員
三十	番	洪	間	佳寿美	議員
三十一	番	矢	吹	栄 修	議員
三十二	番	小	松	伸 也	議員
三十三	番	吉	村	和 武	議員
三十四	番	高	橋	啓 介	議員
三十五	番	木	村	忠 三	議員
三十六	番	加	賀	正 和	議員
三十七	番	森	谷	仙一郎	議員
三十八	番	榎	津	博 士	議員
三十九	番	奥	山	誠 治	議員
四十	番	伊	藤	重 成	議員
四十一	番	船	山	現 人	議員
四十二	番	田	澤	伸 一	議員
四十三	番	森	田	廣	議員

説明のため出席した者

知事	吉	村	美栄子	君
副知事	高	橋	徹	君
企業管理者	松	澤	勝 志	君
病院事業管理者	阿	彦	忠 之	君
総務部長	小	中	章 雄	君
みらい企画創造部長	會	田	淳 士	君
防災くらし安心部長	庄	司	雅 人	君
環境エネルギー部長	沖	本	佳 祐	君
しあわせ子育て応援部長	齋	藤	恵美子	君
健康福祉部長	酒	井	雅 彦	君
産業労働部長	奥	山	敦	君
観光文化スポーツ部長	黒	田	あゆ美	君
農林水産部長	高	橋	和 博	君
県土整備部長	永	尾	慎一郎	君
会計管理者	柴	崎	渉	君

財政課長	安孫子 幸 一 君
教育長	須 貝 英 彦 君
公安委員会委員長	北 村 正 敏 君
警察本部長	水 庭 誠一郎 君
代表監査委員	柴 田 優 君
人事委員会委員長	安孫子 俊 彦 君
人事委員会事務局長	工 藤 明 子 君
労働委員会事務局長	鈴 木 和 枝 君

午前 十時 零分 開 議

○議長（田澤伸一議員） これより本日の会議を開きます。

日程第一議第八十四号議案から日程第二十六議第百九号議案まで及び日程第二十七県政一般に関する質問
(代表質問)

○議長（田澤伸一議員） 直ちに日程に入ります。

日程第一議第八十四号令和七年度山形県一般会計補正予算第一号から、日程第二十六議第百九号山形県人事委員会委員の選任についてまでの二十六案件を一括議題に供し、これら案件に対する質疑と、日程第二十七県政一般に関する質問を併せ行います。

質疑及び質問の通告がありますので、通告順により発言を許可いたします。

三十一番矢吹栄修議員。

○三十一番（矢吹栄修議員） 実に二年三か月ぶりの質問となります。自由民主党の矢吹でございます。壇上に立つたら非常に緊張してまいりました。しかも、おととい風邪を引きまして、声が聞き苦しいと思いますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。自由民主党を代表して質問させていただきます。

一期生の方々は知らないでしょうけれども、私のスタイルとして、幕末の名言を引いて今回も質問をさせていただきます。

「それ御覧ナ、機があるのだもの、機が過ぎてから、なんといったって、それだけのことサ」。勝海舟の言葉であります。勝海舟らしい洒落な言い方ですが、機を逃さないことの重要性和、機を逃した後に評論するような風潮を皮肉っています。

十年、二十年先の将来を見据え、機を逃さずに大胆に投資することは、未来と次世代に責任ある我々の仕事です。今回の質問は、全体を通して将来に向けた投資というテーマで質問をさせていただきます。

そこで、まず知事に基本的な考えを伺います。

知事は、五期目という、ある意味集大成の機を迎えられたかと思います。選挙戦に当たっては、公約に五つの挑戦を掲げられましたが、挑戦の裏には財政出動が欠かせません。知事は四期の間、臨時財政対策債を除く県債残高をかなり減らしてきました。これは高く評価すべきですが、県債を減らすことや健全財政は目的ではありません。目的は、あくまで県民の豊かさや幸せです。五代友厚も「地位か名誉か金か、いや、大切なのは目的だ」と言っています。

誰かがもうかれれば誰かが損をするという単純明快な原理があり、それを当てはめれば、行政が黒字であれば民間が赤字ということにもなりかねません。そう考えれば、債務は決して悪ではありません。将来にわたって必要なものに世代を超えて負担すべきだから存在するのであって、一般家庭の借金とは違います。

もちろん、県はお金を発行できるわけではありませんから、財政破綻するほどの債務負担は避けるべきでしょう。しかし、繰り返しますが、知事は県債を減らしてきた実績があります。その実績、ある意味でためてきた力を今こそ挑戦にぶつけるべきではないでしょうか。

ついに百万人を切った山形県の人口、これを劇的に増やすことはできないかもしれません。しかし、人口が減ってもなお、真の豊かさを実感できる山形県の未来をつくるために、たとえ債務が増えたとしても、今この機において大胆に投資すべきではないでしょうか。

知事の五期目において、将来に向けた大胆な投資を行っていく考えについて伺います。

次に、モンテディオ山形の新スタジアム建設に向けた県の対応について伺います。

約十年にわたってモンテディオ山形の新スタジアム建設が注目されてきました。知事においては、総合運動公園南

の県有駐車場の貸出しの意向を示していただき、それを機に天童市での建設が決定し、株式会社モンテディオフットボールパークが建設主体となる民設民営の新スタジアムの形が見えてきました。

そして、この三月、天童市の新聞市長と株式会社モンテディオ山形の相田社長が知事のもとに訪れ、新スタジアム建設支援に向けて、天童市との共同申請による旧デジ田・第二世代交付金の活用について検討いただきたい旨の要望があったところです。私もスポーツ振興議員連盟会長として同席しましたが、これまで県としては、モンテの建設計画を待つという立場を取ってきたわけですが、ついにその建設計画が示されたと言えるでしょう。

ただ、そのとき、知事からは、資金計画・事業計画を示してほしい旨の発言がありました。国へ交付金申請するわけですから、民間の寄附や融資を含めたイニシャルコストに対する予算、建設後の運営費、大規模修繕が必要になったときのための積立計画など、具体的な資金計画等が見えなければ申請に踏み切れないのは当然のことです。現在は、その資金計画を含めて吟味中のことと思われそうですが、申請期限も近づいていることと思います。

今回、私の質問のテーマは投資だと申し上げました。その視点から新スタジアムを考えると、構想されているスタジアムは単なるサッカー場ではありません。知事も視察なされたエスコンフィールドHOKKAIDOのような、三百六十五日たくさんの人が訪れるもうかるスタジアムを志向しています。そして、商業、観光、移住・定住、医療、農業、二次交通といった様々なまちづくりに関わる可能性を持っています。まして、若者たちが住みたい、帰ってきたいという希望になり得る施設です。

そして、言うまでもありませんが、モンテディオ山形は山形県民みんなの誇りとするチームであり、この新スタジアムは県民が広く使う山形県民みんなのスタジアムです。様々な波及効果は県内全域に及ぶように期待しますし、東北に冠たるスタジアムにすることで山形県そのものの価値を高めるものにすべきです。

こうした夢と可能性を持ったスタジアムですが、県立ではありませんから県が建設費全額を負担するわけではありません。実際に交付金を獲得できた場合の県の負担が幾らになるか分かりませんが、あくまで一部を補助するものでしょうから、やまぎん県民ホールなどに比べてかなり低い負担で済むと予想されます。まさにかなり有利な投資と言えます。これは民間活力が注入される結果です。まして、県立ではないために、運営費や大規模修繕は県の将来的な負担もないでしょう。そして、先述のようなまちづくりに直結している上に、大きな経済効果が期待されるものです。つまり、少ない投資で大きな成果と経済効果が返ってくる真の投資的経費と言えるでしょう。

今回の天童市とモンテディオ山形の要望を受けて、ぜひ知事の英断を期待するところでありますが、要望に対する受け止めと、モンテディオ山形の新スタジアム整備に対する県の支援についての考えを知事に伺います。

昨年度、十二月と二月定例会で自民党会派の代表質問にて、森谷幹事長、遠藤青年局長から相次いで二人目の副知事就任についての質問があり、知事も前向きな答弁だったと思います。私は、人材に関する投資が最大の投資だと考えています。まして、複雑多様化する社会の中で、副知事一人では負担が大き過ぎますし、権力の分散という意味でも複数化は重要だと考えます。

特に、日進月歩で複数の部門にわたるDX関連においては、情報統括監・CIOを知事以外に据えるべきだと私は幾度か申し上げてきましたが、その役職は、各部門の部長と横並びよりも、副知事という権限を持って当たってこそ、ドラスチックに進めることができと思っています。

また、プロパー職員の副知事がずっと続いている中で、国から副知事を迎えるべきとの提言もこれまであったはずですが、先ほどの情報統括監の話を考えても、多くのビッグプロジェクトを抱える山形県と国とのつながりを考えても、これは正鵠を射ていると考えます。

これまでの知事の答弁と国の人事異動の時期を併せて考えれば、この六月議会がキーになるのではないかと考えてきましたが、今回、副知事を二人にする条例案が提出されました。

そこで、今回条例案が通ったとして、具体的な人事案件の提出に関してはいつ頃を考えているのか、また、新副知事に対してどのような役割を期待するのか、知事に伺います。

次に、県立高校の施設の老朽化対策について伺います。

この件については、これまで議会で度々質問されてきました。昨年度と比べ、本年度は修繕に係る予算額が増えておりますが、それでも全ての修繕に対応できていません。全てが整備されるまで何年かかるのでしょうか。こうしている間にも、また新たに老朽化対策が必要なものが出てきますし、現在の高校生あるいは進学を考える中学生が、自分たちが在学中に改築されない高校に希望を見いだせるのでしょうか。

このたび、高校の授業料完全無償化が話題になりました。負担軽減と進学の実現の自由が確保されることはいいことでしょう。しかし、これによって私立高校が断然優位に立ち、公立高校が危機的状況に陥ることを危惧します。今や崩れてしまった公立・私立七対三の比率はますます私立に傾いていくと予想され、公立高校存亡の危機と言えるでしょう。

特に私立と公立で差が出るのは、施設やサービスです。バスでの送迎や充実したスポーツ施設、これまで私立高校

は設備投資をしながら生徒を集めてきました。学校経営という観点では当然のことでしょう。負債を抱えてでも設備に投資し、生徒を集めるのが学校経営だからです。対して公立高校は公的予算がない限り施設整備ができず、そこに投資という概念はありません。これも公立という立場では当然ではあります。

お金はかかるが施設が整っている私立、施設は古いがお金のかからない公立、我々の時代はそうでした。しかし、ここに来て公的資金が私立にも大きく投下されることで、私立のほうが有利となる上に、私立には既に投資されてきた校舎やスポーツ施設やサービスの土台があるため、ますます私立はハード的に充実していくことになるでしょう。

このままでは公私の施設の差は広がるばかりです。まして学費に差がないのであれば、誰が公立高校を選ぶのでしょうか。逐次的な予算投入で牛歩のような施設整備では間に合わない。せめて老朽化した校舎の対策だけでも集中的に行わなければ、あと十年で公立は施設面で到底私立に追いつけなくなるのではないかという危機感を持ちます。

そうした危機意識の下、抜本的な施設整備が必要と考えます。しかし、もちろん財源は厳しい。とするならば、さつき、私立は負債を負ってでも施設整備をして学校経営をしてきたと述べました。公立も施設に投資することで生徒を確保するという学校経営の視点を入れるべきではないでしょうか。

例えばPFIやPPPの手法。実質的な借金ではありますが、一気に設備投資して徐々に返済していくことができます。また、巨大な投資を行うのに、ESG債という手法もあるのではないのでしょうか。これは、環境問題や社会的課題の解決に向けた資金を調達する債権を指します。通常の債務より不利な課題もあるかもしれませんが、まさに社会課題の解決という意味で、公立高校の施設整備はこれ以上ない未来への投資であり、投資家や企業も動くのではないのでしょうか。

管子いわく「一年の計は穀を樹（う）うるに如（し）くはなく、十年の計は木を樹（う）うるに如（し）くはなく、終身の計は人を樹（う）うるに如（し）くはなし」。まさに人に投資することは生涯をかけてやるべき大計であります。

私立の授業料完全無償化という大転換のこの機を捉え、乾坤一擲の決断をしつつ、先ほど言ったPFIやPPP、ESG債などのあらゆる手段を使って、たとえ負債を抱えてでも、集中的に施設整備、老朽化対策を行うべきと考えますが、教育長ではなく、ここはあえて財政を掌理する総務部長の考えを伺います。

次に、山形新幹線整備の方向性について伺います。

現在考え得る最大の投資は、米沢トンネルでしょう。山形新幹線の遅延・運休を減らした安定輸送のために必要な投資と思われます。

ここで論点となるのは、フル規格新幹線として整備していくのかどうかという点です。フル規格となると国の方針を何年も待たねばならないため、まずは米沢トンネルの建設を目指し、しかも、このトンネルでは新幹線並みのスピードが出せる規格にしようという方向性です。おおむねこれで認識の一致が取れているのではないのでしょうか。

ただ、私は、米沢トンネル以降、米沢—新庄間については、これまでのように在来線を使用しつつ、線形改良や一部複線化による高速化で対応するのがいいのではないかと考えています。全国的にも先進的だった山形新幹線をさらに発展させた山形スマート新幹線ともいべきものを志向するもので、この問題に取り組んでこられた遠藤利明代議員も同じ考えでしょう。

フル規格で整備すれば、高速化が図られたり、踏切を通らないことによる安全性などの利点もありますが、莫大な建設費がかかり、国の決定を待つにも長い年月がかかります。また、米沢—新庄間で止まる駅は、米沢、山形、新庄くらいだと予想されることから、その中間に位置する駅が衰退するのではないかという懸念もあります。また、新しい線路を中心街に引くのは困難が予想されるため、新駅が建設されとなると、既存駅周辺が廃れるのではないかという懸念もあるでしょう。

昨年、函館に北海道新幹線で行ったのですが、新函館北斗駅から旧函館駅まで在来線で二十数分かかりました。これでは十数分の高速化が図られても本末転倒ということになってしまいます。

昨年、議員派遣にて、ドイツの高速鉄道・ICEに乗車してきました。ICEは、NBS・高速新線とABS・在来線改良線という二つの考えに沿い、山岳地帯などは新線やトンネルで対応、平地は線形改良や一部複線化で対応しています。在来線を走る際のスピードは山形新幹線が県内を走るときとさほど変わりません。どうせ駅に止まるときはスピードを落とさざるを得ないため、高速化よりも止まる駅の数を変動させることで所要時間を調整する考えです。また、十五分ごとに規則的に列車が発車するダイヤにして、駅において電車を行き違いさせることで複線化を減らし、さらにダイヤを分かりやすくしています。これはまさに山形スマート新幹線の方向性と全く同じものです。

確かに日本の新幹線は、そのスピードと安全性において世界一でした。しかし、鉄道に対して予算を投じない日本において、フル規格新幹線の整備は非常に困難になっています。とするならば、三十年も前から世界基準でやってきた誇りを胸に、山形スマート新幹線をこそ志向すべきではないでしょうか。

そうすることによって、羽越はともかく、奥羽に関しては建設費が大幅に削減されることになるわけで、国やJR

にとっては負担が少なく受け入れやすいでしょう。そして、フル規格を志向しないことで、トンネル完成の二十年後を待つことなく、在来線強化の予算を復活させて、線形改良や一部複線化を先行して取り組むという目も出てくる可能性があります。フル規格かどうかを曖昧にするよりも、国やＪＲとの交渉を有利に早く進めることに寄与するのではないのでしょうか。

山形スマート新幹線の考え方の下に県内の意思統一を図り、国やＪＲに米沢トンネルの早期着工と在来線強化を要望していくべきと考えますが、みらい企画創造部長の考えを伺います。

昨年、ヨーロッパの鉄道を視察した際に印象的だったのは、数万人規模の都市間でも電車が十五分置きに出ているということでした。そして、災害時の鉄道復旧に関しては、国が責任を持つのが当然とされていたところです。この考え方のベースには、地域住民の足の確保は行政が行うべき住民サービスの一環だという考えがあります。そして、環境に配慮した社会構築のためには、車あるいは道路よりも鉄道こそ投資の対象とすべきだというＳＤＧｓの考え方が背景にあります。

一方で、日本は鉄道に対する投資が少な過ぎます。乗る人が少ないために赤字経営となり、便数が減って不便となり、ますます乗車する人が減るという負のスパイラルです。まして、もうからない路線が災害に遭うと復旧すらままならないのは、米坂線を見ても明らかです。

国鉄が民間移行したことは大きなメリットがあったのだと思います。他方、ＪＲ各社は、国鉄の分割民営化による発足時、多額の国鉄長期債務を切り離して国民負担とするほか、事業用固定資産の無償継承や経営安定化のため国費投入が行われ、会社全体の経営の中で内部補助によりローカル線を維持していくものとされた経緯があります。

しかし、民営化から三十七年以上、利潤の追求が優先されて、被災した路線は復旧されず、赤字路線の便数は減らされていく一方です。便数が減れば、先ほど述べた負のスパイラルに陥るのですから、廃線へのカウントダウンとなります。むしろ便数を増やしていくべきですし、ヨーロッパの基準でいえば、奥羽本線などは十五分置きに電車が走っていて当然です。

都会と地方で大きな差があるのは二次交通です。二次交通が不便だと、若者の足がなく、流出してしまいます。地方としては、投資すべき大きな対象だと言えるでしょう。県としても、駅周辺の活性化や利用者増のためのソフト事業などに取り組んでいるとはいえ、その効果は限定的でしかなく、便数が増えてくれないことには抜本的な改善にはつながりません。

西日本では、ＪＲに物申すために、自治体がＪＲの株を取得して株主総会に出席するという面白い取組も行われています。どうせ人口が減るからなどという諦めではなく、たとえ赤字でも鉄道輸送を充実させてくれと声高に主張していくべきです。都市部で上がる莫大な利益を地方に回さずに地方路線を切り捨てれば、ますます地方は衰退し、まして環境に配慮したまちづくりなどは夢のまた夢でしょう。

ＪＲに対して遠慮することなく、むしろ地方の便数を増やしてくれるように要望していくこと、それでも利潤の追求に終始するならば、新たなシステムを構築するよう国に求めること、これは地方が一致団結してやらねばならないことだと考えますが、みらい企画創造部長にお考えを伺います。

次に、移住施策について伺います。

先ほども述べたように、ついに山形県の人口が百万人を切りました。この機に重要となるのは移住施策であることは自明の理であり、たとえ大きな予算を伴うとしても、人こそ資本だと考えれば将来への大きな投資だと言えます。

ここで注目したいのは、宮崎県都城市における取組です。市に移住してくれば最大五百万円の補助が出るという思い切った補助金を用意しています。これによって人口十六万人規模の地方都市が人口を伸ばしています。もちろん無条件に五百万円なわけではなく、子供の数や住む場所によって加算されていき、最大五百万円になるわけですが、それでも五百万円の補助というインパクトが有効なのは実績が証明しています。

これを可能にしているのは豊富なふるさと納税の収入を背景にしているからであり、山形県は条件が違うと言うかもしれません。また、宮崎県内からの移住も対象としていることから、県内人口の移動を促進しているだけだという批判もあるかもしれません。

しかし、人はまさに資本であり、人口百万人を切った今こそ投資するのであれば、仮に債務を負ったとしても移住施策はなすべきものです。さらに、県内での人口移動を促進するものではなく、山形県全域で取り組めば、県外からの流入を対象とすることになります。都城市でも過疎地域での居住で最大五百万円の補助となっているように、山形県内の過疎地域に住めば最大補助、都市部ではもっと低い補助とすればいいでしょう。そして、これは何も恒久的に続けなくてもいいのです。人口百万人を切った今だからこそ行う、数年間の期間限定施策でもいいのです。

重要なのは、県と市町村が連携することが肝要です。それぞれの市町村でも県外からの移住には補助を用意していますし、この背景には国の交付金も絡んできます。もちろん県も独自に最大七十万円余の補助を用意していますから、積算すればそれなりの額になるでしょう。そこにさらに上乗せすれば、五百万円とは言わずとも最大三百万円という

額は可能になるかもしれませんが。ただ、財政力のない町村では独自の加算はしづらいでしょうから、こういうところに県の支援を入れていけば、さほど莫大な予算をかけずとも可能に思えます。

そして、こうした金銭的なインパクトを達成した上で、各市町村の特色を出していけばいいのです。例えば、山形市であれば蔵王スキー場のシーズン券プレゼント、各地の温泉年間パスプレゼント、まきストーブプレゼントなどの特典がつく。あるいは、移住者に不安な雪の問題を考えれば豪雪補助を用意する場合もあるでしょうし、二次交通の不安には乗用車購入補助やデマンドタクシー利用券なども考えられるかもしれません。このように、それぞれの市町村が創意工夫を凝らして、いい意味で競争すればいいのです。知事の目玉政策となり得るわくわくする話ではないでしょうか。

私は、地方にこそ真の豊かさがあると思っています。しかし、全国から山形を選んでもらうためには、インパクトというきっかけが必要です。山形県は確かに東北一の移住条件を提示しているのかもしれませんが、それは細かな条件の差としか認識されないでしょう。必要なのは分かりやすい金額でのインパクトなのです。しかも、それは山形が単独で行うべきもので、全国一律となっては山形県を選んでではもらえません。

繰り返しますが、人口百万人を切ったこの機を捉え、大きな予算を伴っても投資すべきなのが移住施策であり、この機だからこそ県民の理解も得られるでしょう。思い切った移住施策について、みらい企画創造部長の考えを伺います。

次に、健康医療分野におけるDXの推進について伺います。

今後数年で革新していくのは、健康医療分野におけるDXだろうと思います。DXは様々な分野に関連しますが、健康医療との親和性は高いと考えますし、医療費削減は喫緊の課題であり、健康という市場は確実に伸びる分野です。健康医療DXで世界に後れを取る日本において、なされるべき投資分野と言えます。

まず、カルテやお薬手帳などのデータが共有されることで、救急時に速やかで適切な医療が享受できることが話題となります。あるいは病院と薬局とのデータ共有による金銭と時間の削減。遠隔医療による過疎地域対策や在宅医療の促進。こうしたものはすぐに実感が得られるものでしょう。

また、この分野で重要になるのはディープデータです。個人の医療や健康に関するデータは、医学、特に薬の開発に対して多大な貢献をいたします。ヨーロッパでは、製薬会社と連携しディープデータを供出することで医療費の無償化を実現しています。

さらに、今後重要性を増してくるのが予防医療です。スマートウォッチが取ってくれるデータを基に運動や食事などの生活習慣を改善することで、糖尿病や肥満などがかなり改善されることになるでしょう。それは莫大な医療費削減につながります。個人にとってみても、生活習慣が良好な人は生命保険が安くなるなどということが考えられ、中国では既にこうした動きが見られます。自由主義国家としての日本ではなかなか進みづらいとしても、時代は今後そのように動いていくでしょう。

こうして考えると、個人情報は大丈夫なのか、データが流出、悪用されないか不安になる向きもあるでしょう。だからこそ、民間にそれらを委ねることはできません。現実、今の日本でこうしたデータを持っているのは、巨大企業、特にスマホにまつわるIT企業です。それを避けるためにも、しっかりと公的機関が情報を収集・管理すべきでしょう。

こうした時代の潮流の中で、紙の保険証にこだわるなどしては、世界に置いていかれます。何事も導入の際にはミスも起こるでしょうが、国際レベルでいえば、日本のミスのパーセンテージは極小です。それを鬼の首を取ったように批判することは、はるかに大きい利点を自ら手放すことにほかなりません。

いずれにしても、この分野のDX化は今後大きく進めるべきです。データの管理・活用などは、一義的には国が行うべきものと思いますが、県としてもやれることは多いはずです。

ここで少し気になるのは、こういったことに関しては、市町村がばらばらに取り組むと、アプリなどに関わる予算がかさみそうですし、利用者にとっても不便だということです。スケールメリットを生かすためにも、県が市町村と連携して進めるのが肝要でしょうし、莫大な予算を投じて新たなアプリを作らなくても、既存のアプリや企業との連携で大きな効果を発揮することができると考えます。

県では、これまでもこの分野で様々な取組をしてきたと思いますが、より健康医療分野のDXを推進するための課題認識と今後の方向性について、健康福祉部長に伺います。

次に、産業人材の育成について伺います。

人こそ最大の投資先だと申し上げました。産業人材といっても多様ですが、今日はデジタル関連とものづくり関連の分野に絞って伺います。

社会のDXが急速に進む中、将来最大で七十九万人のIT人材が不足すると予想されています。この分野は非常に付加価値が高く、高収入が期待できる分野です。しかも、自宅での仕事が可能なが多いために副業との相性もよ

く、ワーク・ライフ・バランスも取りやすい。

その意味では、高校生などの若者の育成もさることながら、既に職に就いている人のリスクリング、特に女性の技能向上に相性がいいいと言えるでしょう。地元で公立大学法人会津大学のある福島県会津地方などでは、こうしたリスクリング講座なども開かれているようです。こうした例を見ると、山形大学との連携なども重要だと思われます。

もちろん、移住施策と組み合わせると、ＩＴを含めたデジタル人材の県内流入と、働き先としてのＩＴ関連企業の誘致も必要となるでしょう。しかし、ネットは時空を超えますから、わざわざ誘致しなくても、職のマッチングのほうが必要なのかもしれません。いずれにしても、人材がいらないことには企業も来ないわけですから、県内におけるデジタル人材の育成が急務だと思われます。

次に、ものづくり関連の人材についてですが、昨年の海外派遣の際、ドイツのデュアルスタディーについて学びました。中学のうちから企業に行き学ばせ、学校と企業に半々で通うイメージの事業でした。企業での学びを学校の授業の学びにフィードバックして単位認定するわけですが、学校と企業と家庭での相談体制が確立しており、希望によって進学する生徒もいれば、インターンに行った企業に就職しなくてもオーケーという非常に興味深い体制が確立していました。あくまで職業観を習得するのが目的で、非常に離職率が低いということが魅力的でした。そして、重要なのは、この事業は地方自治体から始まったことです。県立高校で実施できれば強みになるのではと感じてきたところです。

これは参考事例の一つですが、高校から直接就職するにせよ、進学してから就職するにせよ、エンジニアリングの分野を選んでもらうことは非常に重要です。日本では、人材育成をホワイトカラーに傾斜し過ぎてきた反省があるのかと思います。特にものづくりに進んでくれる若者が少ないことに危惧を覚えます。

不足が予測されるデジタル人材、国力の基礎となるのに希望者が減っているものづくり人材、どの分野の人材育成も大事でしょうが、今回はこの二つの分野の産業人材育成について、産業労働部長の考えを伺います。

次に、観光について伺います。

銀山温泉や蔵王の樹氷などが牽引して、山形県は、台湾のアジア向け旅行会社による春節時期での体験商品の予約数の対前年比伸び率一位を獲得しました。

全国のインバウンドは、令和七年には対前年比一〇九%、四千二十万人となる民間の予測もあり、インバウンド観光はまさに伸びゆく可能性があります。外国人観光客約六人分の消費額は定住人口一人分の年間消費額に当たると言われており、人口減少社会にとって投資という観点からも重要であると考えます。

昨年度、本県への国際チャーター便の就航はありませんでした。そうした中、インバウンド入り込み数は過去最高となっています。観光コンテンツとＰＲがしっかりしていれば、個人旅行が中心となってきた状況でもインバウンドは伸びていくということになります。

ただ、蔵王と銀山という看板となる観光地で誘客できている現在、どうしても冬に山場が来がちです。これを年間通してインバウンドが訪れる状況に持っていきたいと考えます。

そうしたときに、新たな軸として最有力なのは出羽三山ではないでしょうか。山形県を象徴する場所であり、県の中心に位置して、県内どこからでも二時間台でアクセス可能、通年での集客が見込めるとなれば、位置的・季節的条件が整っていると思われます。予算を投じて県が観光の新たな軸とすべきは出羽三山だと考えます。

今後は、出羽三山を外国人観光客向けにしっかりと磨き上げ、ＰＲしていくことで、通年のインバウンド拡大を進めていくべきと考えますが、観光文化スポーツ部長に考えを伺います。

次に、アクセシブル・ツーリズムの推進について伺います。

天童温泉においては、数年前よりユニバーサルデザインの考え方を取り入れた観光、いわゆるアクセシブル・ツーリズムを推進してきました。高齢者や慢性疾患を持つ方も自由に旅行できる体制を整えることで、気軽に観光に行けない層を掘り起こすという視点です。バリアフリーにするだけでは旅館のよさをスポイルする可能性もありますが、ハード整備だけではなくソフト的な対応も組み合わせお客さんを迎える体制を整えています。天童市内の介護施設との連携も行われており、今後は病院と連携することで透析患者を受け入れることも期待できるでしょう。

こうしたアクセシブル・ツーリズムの観光を推進するためには、外国人がトラブルに遭ったときの支援体制、外国人や交通弱者への二次交通の充実、車椅子でもストレスなく往来できる街路づくりをはじめ、銀山や、今回国土交通省の都市景観大賞を取った天童温泉を見れば、百年後を見越した景観づくりなど、様々な要素が絡んできます。

県内に住む外国人が増える現在にあって、多文化共生は重要であり、高齢者や障がい者、慢性疾患の方が出かけやすい環境づくりは、地元民の利便性向上につながるものです。つまり、この分野の観光の充実、地元の人が住みやすい環境づくりと同義なのです。これは一朝一夕でできることではないでしょうが、人口は減っても真の豊かさを持って住み続けたい山形県形成のために、地道な努力を続けなければなりません。

今年度の当初予算ではアクセシブルツーリズム推進事業費八千三百万円が計上されており、その視点では高く評価

していますが、観光という伸び行く分野への投資という観点から、多文化共生や福祉、まちづくりまでを視野に入れて、部局連携しながらアクセシブル・ツーリズムを推進していくべきと考えますが、観光文化スポーツ部長に考えを伺います。

最後に、現在、非常に注目されている米について伺います。

このたびの首都圏はじめ都会の米不足と米価上昇は、日本中、特に都会の人にとって改めて米について考えさせられる出来事だったでしょう。主食である米の問題は食の安全保障に直結するのですから、一時的な話題で終わることなく、国民全てで真剣に考えなければなりません。ただ米価が上がっているのが悪いという消費者視点でのみ語るのではなく、農家の方がしっかりと収益を上げて再生産可能な稲作が行われるという生産者側の視点が、米どころ山形にとっては何より重要でしょう。

農家の方々による時給十円デモなども話題となったところですが、山形県のカロリーベースの食料自給率は約一四〇％、これを安く買いたたかれるとすれば、地方の農家を搾取した都会によるプランテーション農業だとさえ言えます。

そもそも米はそれほど高くなかったと思います。一杯三十九円だとＪＡは盛んにＰＲしていました。コンビニで百円のパンは平気で買うのですから、値段を気にするなら米を食べたほうがいいでしょう。しかし、それでも日本人は米を食べない。供給が過多になるから米価が下がる、もうからないから作らない、どんどん生産量が減る。カロリーベースの食料自給率の観点からは、負のスパイラルだと言えます。

そうした中で米価の上昇。生産者にとってみれば決して悪いことではありません。むしろ、これまでの米価が再生産不可能なほどに安過ぎたとも言えます。大事なのは、まずは米価の上昇分はしっかりと農家の所得にならなければならないということです。

ただ、問題ではあるのが、米価の上昇が急激過ぎたということでしょう。米価が少しずつインフレしてきたならばよかったのに、単年度で急騰してしまった。政府としては備蓄米の放出などで米価を抑えようとしたましたが、激変緩和策としては致し方ないのかもしれない。

しかし、繰り返しますが、生産者にとって再生産可能な稲作のためには、米価が上がることは不可欠ですので、今秋以降の策としては、ただ米が安ければいいというのではなく、米価は維持しつつ、本当に米が買えないほどの生活保護世帯へのお米券の配付などで対応すべきだと考えています。

食料自給率は安全保障に直結します。もし台湾有事が起これば、外国との食の流通が滞り、国民が飢えてしまう可能性すらあります。まして日本は、米生産の原材料、肥料などの輸入国でもあるのです。特に中国からの輸入が多いわけで、その観点からも、有事の際に米が作れなくなるのではないかと懸念もあります。

永世中立国のスイスのパンはまずいという話があります。これは、有事に備えて国民が食べられる四か月分の小麦を備蓄した上で、古い小麦から食べているからと言われている。かほどに食の安全保障は重要なのです。

私たち国民は、この機を捉えて米に真剣に向き合わなければなりません。ただ安ければいいではなく、再生産可能な米価、食の安全保障という観点から考えるべきです。もちろん、米の問題は巨大過ぎて、国が主導すべきものですが、本県としても何かできることはないのでしょうか。

まずは、歴史的な背景も含めて、米作りの実情を県民・国民に知ってもらう必要があります。食糧法の時代から現在の食糧法まで、米価がどのように推移してきたか、ほとんどの県民は知らないでしょう。そして、米の利幅がどれほど少ないか、どれほどの米価ならば再生産可能かということを認識してもらえば、納得して米を買えるのではないのでしょうか。農家の犠牲の上に食卓を置いてはいけません。

また、本年、ハワイでつや姫のプロモーションを開始して十周年、着々と輸出は伸びています。トランプ関税の懸念はあるものの、良質なつや姫であれば、高額の米でも外国では十分に売れることが分かります。高級米として価格を安定させるために、作りたいという農家が多くても、つや姫の生産は制限してきました。しかし、輸出用つや姫として契約栽培するなど、つや姫の増産は可能ではないでしょうか。

いずれにしても、米価と食の安全保障に向き合うべきです。このたびの米価の上昇をどのように捉え、どのように対応していくのか、農林水産部長の考えを伺って、私の壇上からの質問とさせていただきます。御清聴ありがとうございます。

○議長（田澤伸一議員） この場合、答弁を求めます。

答弁の順は私から指名します。

吉村知事。

○知事（吉村美栄子君） おはようございます。矢吹議員から私に三問御質問頂戴しましたので、順次お答え申し上げます。

まず一本目は、将来に向けての機を捉えた投資についてであります。

本年五月一日の本県の人口は九十九万九千三百七十八人となり、約百年ぶりに百万人を下回りました。ですが、人口減少の中にありましても、決して後ろ向きにならず、未来に明るい展望を抱くことができる山形県を目指して、積極果敢に取り組んでいくことが重要であると考えております。

「やまがた“みらい共創、予算」として編成した令和七年度当初予算には、将来を見据え、本県の発展の基盤を整備していくための様々な事業予算を計上したところであります。

投資という側面から幾つか具体的に申し上げますと、屋内スケート施設を含む新スポーツ施設につきましては、昨年度の有識者会議で議論を進めている内容を踏まえ、今年度はさらに検討を深めてまいります。また、山形新幹線米沢トンネル・仮称の整備に備え、引き続き基金への積立てや沿線活性化・利用拡大の取組を実施してまいります。国際チャーター便の受入れ拡大に向けましては、庄内空港の機能強化を図るため、ターミナルビルの国際線施設の整備について関係機関との調整等を進めるほか、山形空港・庄内空港の滑走路延長を目指してまいります。県立学校の校舎整備につきましては、新庄志誠館高校や上山高等養護学校、山形盲学校等の整備に向けて取組を進めてまいります。さらには、災害に強い強靱な県土づくりに向けて、頻発・激甚化する豪雨災害を踏まえた治水対策の推進を図るなど、将来に向けた取組を着実に進めているところでです。

一方で、今後の財政運営を展望いたしますと、令和七年二月に策定した「山形県財政の中期展望」によれば、令和八年度以降も毎年度百五十億から二百億円程度の財源不足が生じるという厳しい状況が見込まれております。このため、大規模な投資事業の実現を含め、本県が抱える様々な政策課題に的確に対応していくためには、様々な手段を講じて歳入の確保に努めまするとともに、事務事業の見直し・改善や行政経費の節減・効率化を今まで以上に徹底するなど、歳入、歳出の両面から不断に対策を講じていかなければなりません。

県としましては、持続可能な県政運営の観点から、中長期的な財政健全化目標に掲げた実質的な県債残高の減少を推進しつつ、調整基金を確保しながら、令和八年度以降についても、未来志向の県づくりに向けた施策を力強く展開し、産業振興を通して、県民所得の向上、県内経済の成長につながる好循環を生み出してまいりたいと考えております。

二つ目は、モンテディオ山形新スタジアム整備に対する県の支援についてでございます。

今シーズン、「山形一丸」をスローガンに、サポーターをはじめ県民とともに「1昇格を目指し奮闘しているモンテディオ山形は、県民に夢や希望、感動を与え、地域経済の活性化に寄与するなど、本県の活力づくりに資するプロスポーツチームであると認識しております。

新スタジアムの整備につきましては、現在のホームスタジアムである県総合運動公園陸上競技場が、観客席の三分の一以上が屋根で覆われていることを条件とするJリーグクラブライセンス基準を満たしていないことから、基準をクリアするため、これまでモンテディオ山形を中心に検討が進められてきたところであります。

昨年五月には、新スタジアムの建設・運営等を行う主体として株式会社モンテディオフットボールパークが設立され、今年秋頃の着工、令和十年夏頃の開業を目指して、民設民営による具体化に向けた動きが進んでいるものと承知をしております。

県としましては、新スタジアム建設に伴い不足する県総合運動公園の特設駐車場について、その代替分を天童市が責任を持って確保するという考えが示されたこともあり、建設用地としての使用に協力する旨を表明してきたところであります。

また、今年三月、天童市長とモンテディオ山形代表取締役社長から、新しい地方経済・生活環境創生交付金、いわゆる第二世代交付金の天童市との共同申請と、県における企業版ふるさと納税の受入れの二点について要望をいただきました。その際、具体的な事業計画と資金計画が示されていなかったことから、改めて計画をお示しいただいた上で検討していきたいと申し上げたところであります。その後、事業計画と資金計画が示され、計画の熟度や内容の詳細等をヒアリングするとともに、関係機関の意向等も丁寧にお聞きし、検討を進めた結果、これら計画については、おおむね実現可能性の高いことが確認されたと承知をしております。

また、モンテディオ山形からは、サッカー公式戦に加えて、大規模コンサートやイベントの開催、さらには常設の飲食店の設置など、日常的に開かれた施設として、県内外から多くの利用者呼び込む工夫も示されております。

これらを総合的に勘案すれば、新スタジアム整備により新たなにぎわいが創出され、若者の県内定着や交流人口の拡大にも寄与すると考えられることから、このたび、天童市との共同申請による第二世代交付金を活用することでの支援を進めることが適当ではないかとの考えに至ったところであります。加えまして、企業版ふるさと納税の受入れも行い、モンテディオ山形の資金確保に協力することを考えているところであります。

三つ目の御質問は、二人目の副知事就任についてであります。

本県を取り巻く情勢は、人口減少の加速や自然災害の頻発・激甚化、物価高騰の長期化、あらゆる業界での人手不足への対応など、行政ニーズがこれまで以上に複雑・高度化、多様化する中、部局横断的な県政課題も増えてきてお

ります。また、本県沖の洋上風力発電事業や山形新幹線米沢トンネル・仮称の整備、そしてまた空港滑走路の延長など、政府や関係機関と連携して取り組む必要のある重要事業も数多くなってきました。

このような社会情勢の変化に伴う行政課題に的確に対応していくため、知事を補佐する体制を強化する必要があると考え、副知事を二人体制とする副知事定数条例の改正を提案させていただいたところであります。

新たな副知事に対しては、こうした部局横断の課題や政府などと連携して進めていく必要のある重要プロジェクト、さらには外国人材の活用等について、知見と人脈を生かしつつ、今の副知事とも協力しながら、スピード感を持って前に進めていっていただくことを期待しております。

また、副知事人事案件につきましては、副知事定数条例の改正後でなければ提案できませんので、まずは県議会において副知事二人制についての御議論をいただき、条例の改正をお認めいただくことが肝要であると考えております。副知事の人事案件につきましては、条例改正案を御可決いただいた後に提案したいと考えております。

副知事を二人体制とすることにより、トップマネジメント体制を充実させることで、直面する県政課題への対応や重要事業を着実に前に進めるべく、引き続き全力で県政運営に取り組んでまいります。

○議長（田澤伸一議員） 小中総務部長。

○総務部長（小中章雄君） E S G 債の活用等による県立高校の集中的な施設整備についてお答えいたします。

現在、建築後三十年を経過した県立高校は全体の六割を超えている状況にあり、老朽化対策は喫緊の課題であると認識しております。このような状況を踏まえ、令和七年度当初予算には、老朽化している校舎の計画的な改修・改築を展望し、県立高校の将来を見据えた所要の予算額を計上したところであります。

修繕予算は従来よりも大幅に増額し、令和六年度当初予算額の二倍以上となる額を計上したほか、県立高校のトイレの洋式化を集中的に行うための予算も計上いたしました。

施設整備では、本年四月に開校した米沢鶴城高校の昼間定時制の開始に向け、校舎として使用する旧米沢商業高校の改修等の経費を予算計上するとともに、このたびの六月補正予算におきましては、令和八年四月に開校する新庄志誠館高校の新校舎整備に向けた基本・実施設計に係る予算を提案しているところです。

老朽化対策を含め、施設整備には多額の財源が必要となります。厳しい県の財政状況の中で、その財源をどのように確保するかが大きな課題となりますが、議員御指摘の P P P ・ P F I は、公共サービスの質を維持しながら適切な事業運営を図っていくための手法の一つと認識しており、本県の県立高校整備事業においても、寒河江工業高校改築事業で P F I を活用しております。今後も経費削減効果等が期待できる場合には活用を検討してまいります。

また、環境問題や社会的課題の解決に向けた事業の資金調達手法である E S G 債につきましては、発行を通して S D G s への取組をアピールすることができるとともに、全国の市場で広く公募されることから、様々な手数料が必要となり、コストがかかり増しする等の課題もあるところでございます。

県といたしましては、多くの行政課題がある中、財政状況は厳しい状況にありますので、様々な整備手法や財源確保を検討するとともに、事務事業の見直し・改善や行政経費の節減・効率化を今まで以上に徹底するなど、歳入、歳出の両面からの対策を講じながら、県立高校の将来を見据えた計画的な改修・改築に対応してまいります。

○議長（田澤伸一議員） 會田みらい企画創造部長。

○みらい企画創造部長（會田淳士君） おはようございます。私には三問お尋ねをいただいておりますので、順次お答えをさせていただきたいと思っております。

まず、山形新幹線の方角性について御回答を申し上げます。

本県の発展を支える山形新幹線は、雨や雪等の自然条件や動物との衝突などによる運休・遅延が多発しているほか、東北新幹線等の整備が進んだことにより、時間的な優位性が相対的に低下している状況にあります。

米沢トンネル・仮称の整備は、輸送障害を大幅に改善するとともに、本県と首都圏等との往来を活性化することで今後の本県の発展に直結し、地方創生にも資するものであります。このため、オール山形で組織する山形県奥羽・羽越新幹線整備実現同盟におきまして、米沢トンネルの整備を最重要かつ喫緊の課題と位置づけ、その実現に向け取組を進めております。

昨年度まで県が J R 東日本と共同で行った地質調査の結果、想定しているルートからの大幅な計画変更の必要性がないことが確認できており、一日も早い事業化の実現に向けて、費用負担を含む事業スキーム等の検討を政府、J R 東日本と三者でしっかり行ってまいります。

一方、整備新幹線について、政府は、まずは整備計画路線の確実な整備にめどを立てることが最優先と明言しており、基本計画路線の整備実現までには長い期間を要すると想定されることを踏まえると、整備新幹線のスキームにとられない高速鉄道の整備手法の検討も必要であると考えております。

この点、米沢トンネルは、時速二百キロメートル以上での高速走行が可能な線形で整備することとしており、将来的な山形新幹線のさらなる高速化への対応も見据えたものとなっております。このため、政府への施策提案など様々

な機会を捉えて、米沢トンネルのように高速化や安定性向上に資する整備を部分的・段階的に行うことで、高速鉄道の整備を図る手法を検討すべきであることを提案しております。

そうした中、六月十三日に閣議決定されました、いわゆる骨太の方針二〇二五では、「基本計画路線を含む幹線鉄道ネットワークについて、各地域の実情を踏まえ、地方創生二・〇の実現にも資する幹線鉄道の高機能化に関する調査や方向性も含めた検討など、更なる取組を進める」との考え方が示されたところです。

こうした政府の動きを的確に捉えながら、米沢トンネルの早期事業化、ひいては山形新幹線の高速化に向けて、引き続き政府やＪＲ東日本へ働きかけるとともに、協議を進めてまいります。

続きまして二問目、鉄道輸送の充実についてお答えを申し上げます。

鉄道は、通学・通勤など住民の生活を支える上で欠かすことのできない交通機関であります。加えて、観光等による交流人口の拡大により地域活性化を促進するとともに、ＳＤＧｓやカーボンニュートラルの観点からも極めて重要な社会インフラであります。こうした役割を最大限発揮するためには、地域のニーズに応じて、その利便性を高めていくことが重要であると考えております。

また、国土軸の形成や災害時のリダンダンシーの確保、持続可能な中山間地域づくり等の観点から全国的な鉄道ネットワークの在り方は考えられるべきであり、政府が責任を持ってその方向性を示す必要があると考えております。

こうした認識の下、鉄道事業者に対しては、県、県議会、市町村、経済団体等が一体となったオール山形体制である山形県鉄道利用・整備強化促進期成同盟会として、鉄道を採算性のみで評価するのではなく、ダイヤ改正や増便による輸送力の強化など、利便性向上による新たな需要創出に取り組むよう毎年継続して要望を行っているところであります。

あわせて、鉄道事業者に要望するだけでなく、地域として鉄道沿線の活性化や利用拡大に取り組み、地域住民等のマイレール意識を醸成し、鉄道が地域にとって重要な公共交通機関であることを広くアピールするなど、鉄道事業者に示していくことも重要であります。

引き続き、駅を中心としたまちづくり、観光等による交流人口の拡大など、鉄道需要の創出・拡大を目指した様々な観点からの取組を地域と連携して進めてまいります。

また、政府に対しましては、全国知事会を通した要望に加えまして、同様の課題認識を有する二十九の道府県と連携して、将来の国の在り方を見据えた鉄道ネットワークの位置づけを明らかにすることや、国鉄の分割民営化の経緯などを踏まえたローカル線の維持に関する内部補助の考え方を示すことなどについて強く求めているところであります。

今後とも、鉄道が地域の暮らしを支える交通機関として、また、地域の未来を担う社会インフラとして、その役割を十分に発揮できるよう、鉄道輸送のさらなる充実について鉄道事業者や政府に対し強く働きかけてまいります。

最後に、思い切った移住施策についてお答えを申し上げます。

人口減少が加速する中、地域の活力の維持向上に向けて、本県では移住施策を積極的に推進しているところでございます。

議員から御紹介がありました金額面でインパクトのある経済的支援は、本県への移住を動機づける上で、相当の効果はあるものと認識しております。一方で、移住とは、移住者にとって暮らしそのものの選び直しであり、人生の一大事と言えます。本県の魅力を発信し、移住者の価値観や志向に沿った本県での暮らし方を提案することが、納得感を持った移住、ひいては定住に結びつくものであり、移住施策の根幹であると考えております。

内閣官房が地方移住の増加に向けて実施したアンケートによりますと、東京圏在住者は、移住先で「自分に合った生活スタイルを送ること」や「スローライフを実現すること」を望む声が多い結果となっております。こうした点からも、価値観の多様化が進む現代において、自らの価値観を尊重し、自分軸で生きることを重視する傾向が現れているものと捉えております。

本県は、都市部に比べて通勤時間が短く、余暇時間を確保しやすいほか、自然豊かで四季を楽しめる環境にあることから、移住者が望む暮らし方を選ぶ上で重要な要素を有しているものと考えております。実際に、家族で里山暮らしを楽しんだり、週末に近場でスキーや温泉を満喫したりと、本県に移住した後に多種多様な楽しみ方や暮らし方を実践している方も多数おられます。

ＳＮＳなども駆使しながら、移住の検討段階に応じて、移住希望者の志向にマッチした本県の魅力を前面に打ち出し、効果的に発信することが重要であると考えます。具体的には、移住を検討する以前の層には、手軽に本県での暮らしや地域交流を体験できる機会を、漠然と検討している層には、先輩移住者の暮らしぶりなどに関する生の声の情報を、具体的に検討している層には、仕事や暮らし、子育てなどに関するきめ細かな相談対応を行っております。

引き続き、市町村や関係団体と連携を深め、産業界や地域住民とも協力しながら、移住者が望む暮らしが本県で実現できるよう、移住後の暮らしをサポートする仕組みをさらに充実させることにより、定住に結びつけてまいります。

○議長（田澤伸一議員） 酒井健康福祉部長。

○健康福祉部長（酒井雅彦君） 私から健康医療分野におけるDX推進についてお答えをいたします。

人口減少や高齢化が進む本県において、県民の健康増進を図り、質の高い医療を将来にわたり提供していくには、デジタル技術を有効に活用していくことがとても重要であると考えております。このため、県では、健康医療分野のDX関連施策を積極的に進めてまいりました。その中の主な施策を三点申し上げます。

一点目は、オンライン診療のさらなる拡大です。県では、医療機関の医師と僻地診療所などの患者をつなぐモデル事業を令和四年度から実施し、患者、医療従事者双方から、移動負担の軽減になるなどの声をいただいております。今年度は、昨年の大雨災害を踏まえ、医師、患者の往来が困難となる災害時を想定し、診療所と避難所などをオンラインでつなぐモデル事業を実施してまいります。

二点目は、スマホアプリを活用した健康増進の取組です。県は、これまでもウォーキングアプリを活用し、ウェブ上での大会などを開催してきましたが、今年度は新たに市町村と連携してウォーキングコースを県内全域に設定し、デジタルスタンプラリーを行うなど、楽しみながら健康づくりができるよう工夫を凝らしております。

三点目は、急速な人口減少や高齢化の中で、特に重要となる保健・医療・介護情報の共有です。これまで県では、四つの二次医療圏ごとに、患者の同意を得た上で診療情報を地域の診療所や介護施設などと共有できる地域医療情報ネットワークを構築することで、病院、診療所、介護施設などによる急性期から回復期、そして在宅に至るまで切れ目のない医療の提供を目指してまいりました。その一方で、圏域により連携する職種や施設、開示情報が異なっており、救急搬送や高度医療、災害医療などで必要となる二次医療圏を超えた情報共有などが課題となっておりますので、その解決に向け引き続き取り組んでまいります。

また、政府では、レセプトや電子処方箋の情報等を全国で共有するプラットフォームの構築を進めておりますが、接続に必要な電子処方箋やシステム導入など、医療機関の費用負担が課題ですので、補助率の引上げなど、政府へ働きかけを行っております。

県としましては、県内のどこに住んでいても健康で安心して暮らせるよう、引き続き健康医療分野のDXを推進してまいります。

○議長（田澤伸一議員） 奥山産業労働部長。

○産業労働部長（奥山 敦君） デジタル関連やものづくり関連の産業人材育成についてお答えいたします。

本県の県内総生産は人口減少期においても成長しており、その主な要因として、製造業の生産性の向上が大きく貢献しているとされております。こうした企業の生産性の向上、ひいては稼ぐ力の源泉となっているのがデジタル技術であり、生産技術であると認識しており、こうしたデジタルやものづくり技術に関する人材は、将来にわたって本県の屋台骨を支える重要な人材であります。

本県においてデジタル関連の人材や生産技術を担う人材は、産業系高校からその多くが輩出されておりますが、少子化の影響や大学進学率の上昇等により県内就職者数は年々減少しており、本県産業界からも非常に憂慮すべき事態であるとの声を伺っております。

このような中、デジタル人材やものづくり人材の育成や県内定着を図るためには、官民が一体となり、より高度で実践的な技術を習得する機会と、県内企業の特徴について広く理解する機会をつくることが重要であると考えます。

このため、産業系高校においては、県内の製造業での中長期のインターンシップの実施や短期の産業現場実習を行うほか、企業経営者等によるAIやIoTに関する講義を実施し、実践的な技術や技能を幅広く習得する機会をつくっています。また、学校外の課外活動として、先端のAI技術やデータサイエンス等について学習し、さらには企業でのフィールドワークによる実践的なデジタル分野の学習を提供する、やまがたAI部の活動も注目されております。

一方で、今後ますます学卒者数が減少していく中において、ものづくり人材を確保していくためには、産業系高校を目指す生徒を増やすことや多様な人材を確保していくことが重要となります。そのため、今後は、より若い世代である小中学生の頃から科学技術やものづくりへの関心を深め、創造力を育む、少年少女発明クラブの一層の活発化や、高度外国人材の確保並びに在職者へのリスキリング機会の充実等に力を入れて取り組んでまいります。

県としましては、将来に向けて腰を据えてじっくり取り組む人材育成事業と即効性のある事業とを組み合わせ、教育機関や企業、産業支援機関等と連携を密に図りながら、将来にわたり本県産業が持続的に発展できる礎をつくってまいります。

○議長（田澤伸一議員） 黒田観光文化スポーツ部長。

○観光文化スポーツ部長（黒田あゆ美君） 私には二問御質問をいただきましたので、順次お答えさせていただきます。

初めに、出羽三山を軸としたインバウンドの拡大についてお答えいたします。

拡大基調が続いているインバウンドは、人口減少が進行する中において、交流人口の拡大や地域経済の持続的発展

にとって必要不可欠な存在であり、第三次おもてなし山形県観光計画においても、新たにインバウンド観光消費額の拡大を明確な目標に掲げ、取組を進めることとしております。

最近の本県を訪れるインバウンドは、これまでのプロモーション活動やSNSによる情報の拡散などの効果もあり、冬期間を中心に蔵王や銀山温泉などに集中し、にぎわいを見せております。一方で、グリーン期も含めて、隣県から本県に日帰り訪れる方も見受けられ、県内での宿泊に結びつかず、経済効果が限定的であるとの話も伺っております。

このため、県では今年度、広域周遊推進室を設置し、県内観光地を結ぶ周遊の調査や検討、観光客の分散、県内宿泊につながるモデル事業を行い、宿泊・滞在型観光につながる広域周遊の推進、オーバーツーリズム対策に取り組むこととしております。

また、冬期のみならず四季折々に観光客を引きつける観光地を洗練しつくり上げ、県内経済の好循環を高めていくことが重要であります。特に出羽三山については、庄内地域を代表する観光地であり、夏の期間のみ参拝可能な湯殿山神社の本宮や、ミシュラン・グリーンガイド・ジャポンで三つ星に選ばれた羽黒山の杉並木の参道など、本県ならではの精神文化に触れることができる訴求力の高い観光資源の一つであると考えております。

こうした中、昨年九月には、出羽三山を含む本県全域が、「雄大な自然と山岳信仰に由来する固有の精神文化」として、観光庁の「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」のモデル観光地に選定されました。これは、県内各地の自然や文化、習慣がインバウンド観光客にとって日本を代表する観光資源であると、その価値が認められたものであります。

県としましては、山の恵みである雪や温泉、山菜等の食文化など、山に由来するコンテンツが数多くあることを強みとし、出羽三山を中心とした豊かな観光資源の価値をより高め、積極的にPRすることで、年間を通じたインバウンド誘客につなげてまいります。

次に、アクセシブル・ツーリズムの推進についてお答えいたします。

旅は、非日常の中で自分を再発見したり、新しい出会いや体験ができる誰にとっても貴重な時間であり、旅行者個々人が持つ価値観の多様化が進む中、言語、年齢、障がいの有無等にかかわらず、誰もが気兼ねなく旅行を楽しむことは、持続可能な観光地域の確立において重要であります。

このため、県では、昨年度末策定しました本県観光計画の重点プロジェクトの一つとしてアクセシブル・ツーリズムを掲げ、取組を進めることとしております。

これまで、県内各地では、例えば、歩行に不安を抱える方でも気軽に旅ができる貸出し用電動車椅子の導入、車椅子を利用している方にも温泉を楽しんでいただけるよう、車椅子のまま入浴できる施設の改修や、入浴介助サービスを取り入れる温泉施設など、政府や各部局の様々な施策を活用しながら、アクセシブルな旅の推進に取り組んでいるところです。

さらに、県では今年度、安全で快適な旅行のための環境整備を促進するため、関係機関等とも連携し、県内のバリアフリー情報等を県の観光ポータルサイト等を通じ旅行者に広く発信してまいります。また、交通弱者とされる高齢者や障がいを持つ方の移動手段となるリフト付きバスの導入促進や、外国人旅行者等が東北最大のハブ空港である仙台空港から本県へのスムーズな移動を可能とする交通アクセスへの支援、さらには、観光関連施設等における多機能トイレの整備や段差解消、案内表示の多言語化などの改修にも積極的に支援してまいります。

人口が減少していく中で、本県の観光産業が持続的に発展していくためには、外国人観光客に加え、できるだけ多くの方々に本県の魅力を伝え、積極的にアプローチすることで、交流人口を拡大していくことが肝要であります。「住んでよし、訪れてよし」という言葉が示すように、住民にとって快適に暮らせる地域は、旅行者にとっても優しい訪問先であります。観光まちづくりを進めるに当たっては、観光の視点からだけでなく、多文化共生や福祉など、暮らしやすいまちづくりのための幅広い分野の施策とも連携する必要があると考えております。

県としましては、引き続きオール山形で、誰もが旅行を楽しめるアクセシブル・ツーリズムの推進に取り組んでまいります。

○議長（田澤伸一議員） 高橋農林水産部長。

○農林水産部長（高橋和博君） 米価の上昇と安定生産による食の安全保障についてお答えいたします。

令和六年産の米の相対取引価格は、五年産米と比較しますと、全銘柄平均で約一・六倍となっており、昨年の秋以来、米の価格高騰が続いている状況で、消費者からは買い求めやすい価格となることが望まれております。一方、生産者やJA等からは、再生産が可能な価格となったことは喜ばしいものの、高過ぎることによる消費者の米離れや、備蓄米が過剰放出となった場合、令和七年産の米価下落を懸念する声が多く聞かれます。こうした状況を踏まえ、将来に向けて再生産できる米価を確保していく方策や仕組みについて、社会全体で議論していくことが大事ではないかと考えております。

本県の生産状況を見ますと、つや姫、雪若丸を筆頭に、品質・食味の良さが高い市場評価を受けており、十アール当たりの収量は、過去二十年間の平均で、長野県、青森県に次いで全国で三番目に多く、さらに、令和五年産の六十キロ当たりの米の生産費は一万二千七百七十円と、北海道に次いで二番目に低いコストで生産しているなど、国内では高い競争力を有しています。

県としましては、この高い競争力を生かし、県産米のシェア拡大を図りながら、しっかりと国内に米を供給していく役割を担ってまいりたいと考えております。

米の生産拡大を図っていくためには、国内はもとより海外での販路開拓も重要と考えております。特につや姫につきましては、今回、知事によるハワイでのトップセールスを行う中で、おいしさが高い評価を受け、トップブランドの地位にあることや、交流人口の拡大など新たな価値を生み出す源泉となり得ることも実感したところです。

このため、つや姫の輸出用米としての生産拡大に向けて、経営収支やバイヤーの評価等を調査検証するトライアル事業を新たに展開し、その上で、海外におけるブランド戦略の方向性を検討しながら、つや姫がもたらす経済波及効果が最大限発揮されるよう、戦略的に輸出の取組を進めてまいりたいと考えております。

また、政府におきましては、先日、関係閣僚会議が設置され、米の安定供給に向けた検討が始まっております。

県としましては、政府の検討状況を注視しながら、食料供給県として米の安定供給の役割を果たし、食料安全保障の一翼を担っていけるよう、オール山形の体制で米生産にしっかり取り組んでまいります。

○議長（田澤伸一議員） この場合、休憩いたします。

午前十一時三十分再開いたします。

午前 十一時 二十三分 休 憩

午前 十一時 三十分 再 開

○議長（田澤伸一議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑及び質問を続行いたします。

二十三番今野美奈子議員。

○二十三番（今野美奈子議員） 県政クラブの今野美奈子でございます。六月、水無月に代表質問の機会をいただきました県政クラブの皆様には感謝申し上げます。県政クラブを代表して質問いたします。

最初に、副知事二人制の導入についてお尋ねいたします。

本県の昨今の状況を見ますと、百万人を切った人口減少や大規模災害による県民生活への影響、ひいては本県の基盤とも言える農林水産業に影響を与える気候変動など、本県を取り巻く状況は以前とは大きく変化していることも事実であります。また、JR米坂線の復旧や、昨年の庄内・最上地域の大雨災害、そして、本県と密接に関係する米政策に関することなど、本県だけでは解決するのは難しい課題が多くあります。加えて、現在は国内外にも広く知っていただけるような大きな県に成長しましたので、これまで身を粉にして県政運営してきた知事の姿を鑑みれば、知事をお支えし、県民の命と暮らしを守るためには、もう一人、副知事というお立場で県政に関わっていただくことも必要な状況であると認識しています。

しかしながら、十六年前、吉村知事が初当選された際の選挙公約を知る人の中には疑問を持つ人もいます。これまでとは違い、県政運営のために副知事が二人でなければならないというお考えに至ったのはどのような経緯からなのか、また、二人とすることで県政や県民生活にはどのようなことが期待されるとお考えか、さらに、人事案件の提出について今定例会に提案するお考えはあるのか、併せて吉村知事に伺います。

二つ目は、アメリカの関税政策による県経済への影響について伺います。

四月に入り、四千品目を超える値上げが起こるなど、賃上げを超える物価高が続いており、そのため家計は厳しさが一層増えています。世界でも様々な問題が山積し、ウクライナやガザなどにおける戦闘がやまず、子供、女性を含む何万人もの民間人が犠牲になりました。さらに、アメリカの関税政策のために世界中が混乱している状況にあります。

山形県貿易実態調査によると、輸出入をしている企業が令和元年の二百四十四社から令和五年には二百九十九社に増え、特に輸出額は約一千八百八億円から一千六百七十九億円に増えていると推移され、影響が懸念されるところであります。

農林水産省は、四月に牛肉や日本酒の輸出でアメリカ側業者からキャンセルが出ていると調査結果を明らかにし、全国で四割に当たる十八県が、中小企業など事業者資金繰りを助けるための金融支援をしているか、支援を決めていると報道されています。

アメリカの大統領の発言には朝令暮改の様子がうかがわれ、なかなか適切な対応や施策が打ち出しにくいところがありますが、どのような影響を想定し、どのような支援策をお考えか、また、本県で設置した相談窓口にはどのような

な相談が寄せられているのか、産業労働部長に伺います。

三つ目は、安全な職場体制整備についてお尋ねいたします。

四月に、新しい仲間と共にこれから楽しく有意義に過ごそうとしていた水産研究所勤務の未来ある若者の貴い命が失われてしまいました。その事案について、県人事委員会は県水産研究所への立入調査の結果、五月に労働安全衛生法違反と認定し、安全衛生管理体制の不備が事故の最も大きな原因であると指摘しました。

潜水器具の点検が職員任せであること、潜水作業の事故防止の対応が取られていなかったこと、職員が着任した際に十分な研修が行われていなかったこと、そして、潜水作業のために必要な健康診断の各個人の記録が作成されていなかったことが、その主な法令違反の内容であると報道されています。

改善が必要とされたことは、二人一組で潜水を行う内規に対し、一人での潜水が昨年後半から常態化していたことや、連絡を受けた副所長がすぐに救助要請しなければならないという適切な作業体制を確立しておらず、事故発生時の緊急対応をマニュアル化していなかったことなどが挙げられておりました。

葬儀での弔辞に並ぶ言葉は、誰もが知っている変わらぬ故人の温かさそのもので、卒業しても真っすぐ成長してくれたのだと思うと、余計に悲しみが込み上げ、涙がこぼれ落ちてきました。喪主である親御さんの悔しいという言葉には様々なメッセージが込められており、胸が締めつけられる思いでありました。入り口で気丈に振る舞い、挨拶をしていたお母様が、参列のために伺った私と目が合った瞬間にあふれんばかりの涙を浮かべ、今にも崩れ落ちそうな姿は目に焼きついて離れません。亡くなったのは、やはりあのときのあの心優しい子供であったと認めざるを得ず、涙がこぼれ落ち、かける言葉が見つかりませんでした。

参列された知事のお姿は、私がこれまで拝見したことのない大きな悲しみを抱えたお姿でありました。このような調査結果を受けて、吉村知事の御所見を伺います。

危険な仕事内容の職務規則が厳守されていない職場で、これまで安心して働いていたのだろうか、海に出発する前に体の具合の悪いところはなかったのだろうか、ふと頭をよぎります。

若い貴い命はかつての災害においても失っています。あのときの教訓の中で、このたび生かされなかったことがあったとすれば、何とも悔やまれ、ざんきに堪えない思いであります。

気づかなければならない大切な何かを見落としてはいなかったのか、若いから、そして慣れているから大丈夫だという過信が周りになかったのか。二度と誰も命を落としてはいけないということを肝に銘じて、本気で命を守る安全管理体制を整備していかなければなりません。

そして、水産研究所のみならず、県の関係機関において同様の実態はないのか、常日頃からこうした出先の関係機関と本庁舎との情報共有、あるいはそれぞれにおける業務監査は適切に行われていたかなど、各関係機関との連携はどのように行われていたのかも問われなければなりません。

それは、専門性の高い機関であればあるほど、専門外の人は触れることができず、そして誰も分からないだろうという内部のおごりが、こうした油断につながる可能性も否定できないからであります。

慣例であったことがこうした事故につながった要因の一つと考えられるのであれば、それに気がつく、あるいは指摘する外部の存在が必要でありました。また、潜水時の二人という人員を確保することができていませんでした。専門分野であるだけに、必要な専門性の高い人材を育成するなどしていかなければなりません。

このような様々な課題がある中で、まず、水産研究所の運営体制を今後どのように整備していくとお考えなのか、そして、必要な後継者をどう確保していくのか、農林水産部長にお伺いいたします。

親御さんが人災だとおっしゃるように、水産研究所の管理体制に対し強い疑問をお持ちでありました。御遺族からの要望がある場合においては、できる限りのことをお受けし、寄り添い、このたびの事故の責任の所在などを明らかにして、誠意を持った対応をしていただきたいものです。

加えて今後、このような場合における責任の所在や遺族への補償、公務災害の適用基準などの対応に関する規範が必要であると認識いたしますが、併せて農林水産部長にお尋ねいたします。

四番、県行財政改革推進プランを踏まえた総合支庁の課題について伺います。

山形県行財政改革推進プラン二〇二五の行財政運営の基本方針には、四つの視点が掲げられています。

具体的には、県民ニーズに対応した組織体制の再構築、そして「職員のウェルビーイング実現による組織力の強化」として、ワーク・ライフ・バランスの推進や、モチベーションアップにつながるオフィス改革等の推進、デジタル化の推進などにも力を入れると記されています。

人手不足の折、業務量の多さから残業も多く、夜遅くまで当たり前県庁職員が働いているということは、災害時ならばともかく、通常は好ましいことではありません。若手職員の約五六%が離職を考えたことがあるというアンケート結果からも、この対策は急務であると認識いたします。

そこで、これらを進めていく上で、各地域において重要な役割を担う総合支庁に目を向けてみますと、その体制に

については過去に議会でも議論され、当時の総務部長の答弁には、例えば、村山総合支庁については、本庁と近接していることから、業務の整理について今後検討が必要であるという内容がありました。

現在の大きな課題である人口減少を踏まえるならば、まず足元からいよいよ対応を考えていかなければならないものと認識しております。県庁と密に連携して県政を担っている総合支庁における必要な組織体制の検討・整備は重要課題であり、当該プランを踏まえ、しっかりと進めていただきたいと思います。

それらの検討に合わせて、職場の環境改善や施設整備の取組も重要であります。

庄内総合支庁は、昭和四十四年に開設し現在に至ります。昭和四十四年という県立博物館よりも古く、外観はコンクリートが崩れ落ちているところがあります。漏水対策として廊下にバケツが並び、女子トイレは配管がむき出しとなっており、ほかのトイレでは、つい最近までその階のものが使用できず、わざわざ東棟に行かなければならない、あるいは別の階へ行くなどしなければならないというようなところもありました。電気においては、昭和四十四年から四十五年当時の配線のままのところが多く、ＤＸを進めるにも困難な場所があると聞いています。

さらに、庄内総合支庁は川のそばにあり、〇・五メートルから三メートル未満の浸水という浸水区域になっています。激甚災害が当たり前になりつつある昨今、このままだと庄内地方における県の中核を担う重要な施設が浸水し、機能しない可能性もあります。

もはや立っているだけで精いっぱい建物の中で、職員の努力でこれまで何とか保たれていたモチベーションもアップにつながるものが少なくなり、時代とともに進むデジタル化に追いつくためにも、オフィス改革以前に、まずこうした老朽化した職場の環境改善に力を入れていかなければならないのではないのでしょうか。

職員の努力とは違う次元において、四地域の総合支庁の取組の内容などに大きな差が生じてはなりません。それはすなわち、その地域に住む県民生活の向上と密接に関係することを意味するからであります。

村山総合支庁の組織体制の検討はもとより、災害時にもすぐに対応可能な場所への移設整備、デジタル化による業務の効率化などがスムーズにいくための老朽化対策などが必要な庄内総合支庁においては、職場環境や施設整備は急務であると考えますが、県としてはどのようにお考えか、総務部長に伺います。

五つ目は、子供の高度医療についてであります。

先天性疾患や外傷、がんなど様々な疾患を抱えて生まれてくる子供さんがいます。私の身近にいらっしゃる方の通院治療の例を挙げますと、ダウン症の二十トリソミーのお子さんは、産後間もなく新潟県の病院で検査入院を、また、側弯症の子供さんは、中学生になった現在も新潟県の病院に継続して親子で通っています。子供の見た目の異常、例えば耳や目が左右違う位置にあって生まれた子供さんは、乳児期に宮城県立こども病院に、そして睡眠障がいの子供さんは、秋田大学医学部附属病院で治療しているということでありました。小児がんの子供さんの場合も、県内の医療機関から紹介状をもらい、県外での治療を選んだようです。

病気の種類によっては、本県でも治療や通院は可能ですが、専門医が一人しかいない場合や通院する交通が不便であることや、また、県内では同じような病気についての情報が少なく、できるだけ多くの患者を扱っていることなどから、より専門的なことを聞くことができる医療機関を選ぶ親の気持ちは誰もが理解するところであります。

他県の医療機関にかかったときの医療費は、一時的な支払いは生じるものの申請によって戻ってきます。しかし、交通費は自己負担であり、子供の年齢や状況によっては長時間の乗車を避けなければならないために、たとえ近県であっても、途中で宿泊しながら通院しなければならない方もいらっしゃいます。また、短時間での往復は難しく、継続的な治療を要する場合なども含め、親の仕事に影響が及びます。

二〇二五年四月より育児・介護休業法が改正され、子供の看護休暇に関する内容も改正されました。その主なものには、対象となる子供の年齢の延長や看護休暇理由の追加があります。それでも高度医療を要する子供の治療には、ある一定程度の期間を要する場合が多く、その場合の子の看護休暇取得による減収への補填、子の看護休暇の日数の延長、そして、両立のための施策の周知広報や、両立についての社会の理解促進など、課題は多く残されています。

こうした子供の数はそう多くはないものの、病気は多岐にわたることから、それぞれの専門医の育成は困難であると理解できますが、他県の専門医との連携によって本県でも受診可能な体制を整えていただくことはできないのか、本県における小児の高度専門医療整備についてどのようにお考えか、健康福祉部長に伺います。

六つ目は、配慮を要する子供の学校における共食の環境整備について伺います。

初めに、県立中学校について伺います。

東桜学館中学校は単独調理場であるのに対し、致道館中学校は設置されている市町村、つまり鶴岡市の共同調理場に調理を委託しています。常任委員会での私の委託の内容に関する質問に対し、鶴岡市の方針に沿った形で提供するという内容の答弁がありました。

他市町から通学している生徒についても鶴岡市の方針に沿う対応となれば、給食費が発生する生徒と無償の生徒が混在することになります。そして、それぞれの地域の子供の給食費を徴収した会計事務処理は学校で行っており、働

き方改革に逆行するものであります。そもそも県立中学校に入学していながら、鶴岡市の方針に全て沿う形で進めているということには、すぐには理解しがたいものがあります。

さらに、食事に配慮しなければならない子供の個別対応についても設置市町村の方針に沿うという考え方にも疑問が残ります。

例えば、食物アレルギーのある子供についてであります。鶴岡市は広いため、エリアによってアレルギーの子供への給食の対応がまちまちです。ある給食センターでは食材を除去して提供する、また、別のセンターでは家庭から弁当を持ってきてもらう、ほかには、詳細な献立を配付し対応するなどがあるとお聞きしています。

中でも県立中学校が委託している給食センターは、今よりその対象者の人数が多くなると、それに対応できる施設ではないため個別対応食は難しいという理由から、新しくできた県立の中学校の個別対応は不可能であるとお聞きしました。

残念なことに、県立中学校のアレルギーのある子供は毎日お弁当を持参し、別室で食べることになります。空中にアレルゲンがあっても症状を発症する子供であれば、それはやむを得ない対応であると言えます。しかし、そうした子供が可能な食材があるならば皆と同じものを食べたいという気持ちに応えたく、体に影響のない牛乳は飲ませてほしいという保護者の希望がありながら、鶴岡市の方針のとおり、その一本を増やせないというのであります。

これは小さな例であります、学校における食育、共食したくてもかなわない、配慮を要する食物アレルギーなどの子供への配慮について、委託先の市町村の方針に全て従うのではなく、今後の県立中高一貫校設置の際の指針ともなるような、しっかりとの方針を打ち出し、対応しなければならないものと考えます。その方針に沿って市町村と協調して進めていけばよいのではないのでしょうか。

東桜学館中学校のように恵まれた単独調理場とは違い、致道館中学校では、鶴岡市に委託しなければならないと決定した際、子供たちの食事を通した教育について、県として鶴岡市とどのようなことを協議したのか、また、今申し上げた内容を踏まえ、今後どのようにしていくとお考えか、教育長に伺います。

自然教室、修学旅行など校外での様々な行事がある中で、食事に配慮を要する子供には給食のように対応することが難しいケースがあります。保護者との打合せが必要で、時には主治医と学校とで情報を共有することが必要であります。例えば県立の中学校であってもそうした対応が少なく、主治医と話す時間が設定されなかったと伺っております。一緒に楽しめたはずの食事、そうした職員と主治医との打合せが少ないために、皆と共に食事ができなかったのです。コロナ禍が収束に向かい、子供たちにはようやく共に食べるという共食の風景が戻ってきました。

しかし、配慮を要する子供の共食の環境はまだ整っていない状況であります。現在はアレルギー対応のカレー等が販売されており、自然教室などでは、それをアレルギーのない子供もおいしく食べることができ、そうした合理的配慮があれば、どの子供も有意義な校外学習になったはずであります。残念ながら、専門医を講師として研修していない教職員には、こうした情報を受け取る機会は限られていると言えます。結局、県立中学校であっても、県外の校外学習には、了解しているとはいえ親と一緒にいくことになったとお聞きしています。

このような宿泊を伴う校外学習、自然教室や研修旅行などにおける食物アレルギーの子供への食事の配慮点などについては、学校生活における個別の学校生活管理指導表の提出が必須となっておりますが、項目には校外学習における細かな内容の記載欄がなく、そうした子供たちへの合理的配慮の提供も十分には行き届かないことになりかねません。

校外学習における子供の実態が把握できる様式例を市町村へも提示できるように、県として早急に作成し、県内の全ての学校において共有する必要が求められていると認識いたしますが、教育長のお考えを伺います。

七つ目は、公立学校に通う子供たちへの手厚い支援についてお尋ねいたします。

所得制限なく全ての生徒が対象となる高等学校等就学支援金制度、すなわち高校無償化制度となり、何を公立高校の魅力として中学生や保護者にアピールしていけばよいのか、時代の変化を見据えて考えていかなければなりません。

公立、私立問わず一律十一万八千八百円が二〇二五年四月から支給され、公立高校離れが始まると言われています。授業料無償化といっても、授業料以外の費用はかかりますが、本県は手厚い支援をしているものと認識しています。

公立高校はどの高校も自信を持って子供たちを育てており、教育内容が充実していると伺っています。しかし、残念ながらそれだけでは、公立高校に通う子供たちに手厚い支援がなされていると言い難い状況が続いています。

先ほどの総務部長の答弁には、六割が老朽化対策が必要な学校であるという内容がありました。まず、校舎の老朽化対策をしっかりとしてほしいということでもあります。

一例を申し上げますと、本県におきまして重要な産業高校の一つである県立鶴岡工業高校は、昭和四十四年度に校舎第一期工事完成からそのままの校舎であります。途中、増改築を繰り返して今に至っていますが、四十年たって行われるはずの大規模改修もなされていないとお聞きしております。

私がお邪魔したときは、製図机が廊下にークラス分以上ずらっと並んでおりましたので、尋ねたら、雨漏りして機材などは廊下に避難しているという説明でありました。この学科の生徒は別の学科の教室で時間を調整して学習して

います。

廊下の壁が剥げ落ち、さらに驚いたことに、職員室の電気のほとんどが、鎖でつり下げられている昔のままの状態で使用されていたということでもあります。上を見ながら歩いていたら、気をつけて歩いてくださいというので足元を見たら、バケツが教頭先生の机の前に二個、職員室や廊下などにも、あちらこちらにバケツがあります。雨天の日はいつも漏水しているという状態でありました。古いボイラーの部品は購入不能で、実習室では寒い中で学習をしています。トイレの臭いはきつく、ようやく洋式になって少し解消されているということでもあります、特有の臭いがして、私には解消されているようにはあまり感じられませんでした。

さらに廊下を歩いていると、ひさしの鉄の部分がさびて朽ち落ちている状態でありました。剥げた壁は塗り直しているものの、パッチワークのように塗られているので、少なくとも私にはきれいな壁とは感じる事ができない状態でした。体育館は新設されたものの、その校舎内にはなく、内ズックを持って雨の中、雪の中、外をわざわざ移動しなければならない状況の学習環境でありました。

オープンスクールには、例年より百名を超す三百名の参加者があったのに対し、見学後はその半数が他へ進学し、校舎の汚れがその要因の一つではないかと思われるとのことでありました。

さきの常任委員会で県立学校施設の営繕工事費についての高橋啓介議員の質問に対し、修繕に係る学校からの要望額は、令和六年度は総額で約六十五億八千七百万円であるとの答弁であり、それに対する予算額は三億三千四百万円であるという、全く足りていない実態を目の当たりにしました。

特別支援学校に目を向けてみますと、災害時の福祉避難所として活用できるように、市町村と協定を結んでいるところがありますが、学校そのものが老朽化しており、気持ちよく避難生活が送れるとは言えない状況であるとお聞きしています。

そして、もう一つは、高校生の通学手段を保護者に頼らない方法を考えていただきたいということでもあります。入学を機に学校の近くに家族で引っ越し、そのため過疎化が進む地域もあり、加えて中高一貫校においては、さらに広範囲の地域から通学するため、その期間に家族で学校に近い場所にアパートを借りて生活するという方もいらっしゃるかと聞いています。

本県における高校生全てが山形県の子供であるという視点から、公立、私立の両者が共存し、互いに成長していくためのバランスが重要です。

ほかには、子供の学びにとっても影響する学習環境をできるだけ早く整えていただきたいということでもあります。

例えば、探究学習を盛んに行っている高等学校では、地域の小学校や中学校に行って交流を重ねる学習をしています。しかし、その際の生徒の移動手段がほとんどないということです。市や町のスクールバスも出してもらえず、福祉バスはどうかと検討したが利用させてもらえなかった。このように、授業においても移動手段が少なく、学習するのに困難な状況があり、集中できない環境にあります。

こうした様々な課題がある中で、まずは老朽化対策においては中長期的な視点に立ち、計画的に力を注いで進めていかなければならないものと認識いたします。公立学校の今後を見据え、手厚い支援策となるべく学校の老朽化対策をどのように進めていくとお考えか、教育長に伺います。

最後に、山形県の寒冷地手当について伺います。

今年の改正点は、非支給地域における指定公署に勤務する職員の手当制度の居住地要件が廃止されたということでもあります。これによって支給される人数が増え、扶養義務のある世帯主には年間約九万九千円支給されることとなります。

しかし、支給人数が増えたとしても、非支給地域である庄内地域では、指定公署に勤務する職員には支給される一方、学校や庄内総合支庁などの多くの職員に支給されないなど、居住地に関係なく勤務場所によって支給の有無が異なることとなります。これは、この手当が在勤地主義をとっているからです。

加えて、積雪状況や生活実態を考慮すれば、暖房費の負担に内陸や庄内には大きな差はなく、冬期間の暖房用燃料等のかかり増しを補填するというこの手当の趣旨を考慮すると、こうした国の基準は地域にはそのまま当てはまらず、人事委員会では、こうした矛盾についてどのように話し合いが行われたのか、県独自の勧告に至らなかった経緯について伺います。

また、県内においては、さきのような実態にもかかわらず、支給される職員とそうでない職員にこれだけの収入格差があることの不公平感を解消することについて、今後、勧告のお考えがあるかどうか併せて人事委員会委員長に伺います。

壇上からの質問は以上で終わります。御清聴誠にありがとうございました。

○議長（田澤伸一議員） この場合、答弁を求めます。

答弁の順は私から指名します。

吉村知事。

○知事（吉村美栄子君） 今野議員から私に二問御質問を頂戴しましたので、順次お答え申し上げます。

まず一つ目は、副知事二人制の導入についてです。

私が知事に就任した当初は、リーマン・ショック後の大変厳しい社会経済状況にありましたので、経費の削減や指揮命令系統の簡素化等の観点から、一期目の公約で副知事二人制の廃止などを掲げ、以来、副知事を一人とする執行体制の下で県政運営に取り組んでまいりました。

この間、東日本大震災や新型コロナウイルス感染症の世界的流行、少子高齢化を伴う人口減少の加速、物価高騰の長期化、頻発・激甚化する自然災害、多文化共生社会への対応など、私が知事に就任した十六年前には想定が及ばなかった事態や社会情勢の変化が、県民生活や県の施策推進にも大きな影響をもたらしてきております。

本県を取り巻く状況を見ましても、行政ニーズがこれまで以上に複雑・高度化、多様化する中、部局横断的な県政課題も増えてきているところです。

また、災害からの復旧復興や洋上風力発電事業、山形新幹線米沢トンネル・仮称の整備、米坂線等の災害で被災した公共交通機関の早期復旧、山形、庄内両空港の滑走路延長、人口が百万人を下回った中での人口減少対策の強化など、政府や関係機関と連携して取り組んでいかなければならない重要事業も数多くなってきました。

社会情勢の変化に伴う様々な行政課題に的確に対応していくため、他県の状況なども踏まえ、副知事を二人体制とし、県政を前に進める必要があるとの考えに至りました。

副知事二人制とすることにより、諸課題にスピード感を持って対応し、将来の山形県の発展の基盤となる様々な重要事業を着実に前に進めていくことができると考えておりますし、さらにその基盤を次の世代に引き継ぎ、将来にわたって地域の活力が持続する県づくりを力強く推進してまいりたいと考えております。

こうしたことに鑑み、なるべく早く新しい体制ができることが望ましいと考えておりますが、副知事人事案件の提案時期につきましては、副知事定数条例の改正案を御可決いただいた後に提案したいと考えているところであります。

県民の皆様の幸せのため、県勢発展のため、そして、山形県の明るい未来のために、副知事二人体制の下、全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

二つ目の御質問は、水産研究所職員死亡事案に対する私の所感についてであります。

四月二日に水産研究所の職員が公務中に亡くなったことにつきまして、改めて衷心より御冥福をお祈りいたします。御遺族の皆様のお悲しみはいかばかりかとお察し申し上げます。

将来のある若い優秀な職員を失ってしまったことは、県にとっても大きな損失であり、私としましても本当に残念でなりません。

人事委員会による立入調査の結果は、水産研究所において、安全衛生に関して職員の意見を聴くための機会が設けられていないなど、水産研究所が労働関係法令の規定に違反している事実や、潜水業務について改善を要する事項が認められたとのことであり、大変重く受け止めております。

このため、水産研究所に対して労働関係法令の遵守と適切な業務管理について指導し、水産研究所では、改めて潜水業務マニュアルを整備するとともに、具体的な改善策を取りまとめ、人事委員会に報告したところであります。

また、マニュアルの整備はこれで終わりではなく、実効性のあるものにするため、不断の見直しを行っていく必要があると考えております。

加えまして、全庁的にも安全衛生管理体制の整備が重要であるとの認識に立ち、危険な作業を伴う業務に従事する所属におけるマニュアルの整備状況等について現状を把握するとともに、未整備の所属に対し早急に措置を講じるよう指示しているところであります。

このたびの事故につきましては、人事委員会の御指摘を重く受け止め、職員の業務遂行に際しては、関係法令を遵守し、安全を確保してまいりたいと考えております。

このたびのような痛ましい事故が二度と起こらないよう、再発防止に万全を期してまいりたいと考えております。

○議長（田澤伸一議員） 小中総務部長。

○総務部長（小中章雄君） 県行財政改革推進プランを踏まえた総合支庁の課題についてお答えいたします。

県有財産につきましては、山形県県有財産総合管理基本方針に基づき、「県有財産の総量縮小」「県有施設の長寿命化と維持管理コストの低減」「県有財産の有効活用」の三つの柱に基づく取組を着実に実施し、財政負担の軽減・平準化を図ることとしております。

同方針に基づく県有施設の長寿命化を推進するため、山形県県有建物長寿命化指針を定め、鉄筋コンクリート造り等の既存施設については、六十五年以上を目標使用年数として施設の長寿命化対策に取り組んでまいりました。

庄内総合支庁舎につきましては、本庁舎は建設から五十六年、東庁舎は四十五年以上それぞれ経過いたしまして、様々な不具合が発生している状況にあり、同指針で定める六十五年以上の目標使用年数まで残り十年となったことが

ら、昨年度、建物や設備の状況を確認するため、劣化度診断調査を実施したところでございます。

調査の結果、設備においては、トイレの配管などの給排水管、配線や変圧器等の電気設備、空調等の機械設備等について全面的な更新が必要とされたことから、大規模な設備改修は避けられない状況となっております。

建物については、漏水の原因となる屋上の防水層の劣化が広範囲に及び、全体的な改修が必要とされたほか、躯体を構成する鉄筋コンクリートの状態は、鉄筋のさびにつながる中性化深さについては進行が抑制されているものの、圧縮強度の低下が見られたところです。

具体的には、平成二十年度に実施いたしました耐震補強工事に用いたコンクリートの圧縮強度の値が、東庁舎では低下していないものの、本庁舎では約二〇％低下している結果となりました。このことが耐震性能に与える影響を調査するため、今後、耐震診断調査を実施することとしております。

現在の建物が十分な耐震性能を有するかについて、今後の調査で明らかにした上で、災害や老朽化に対応した庁舎の改修等につきまして、今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（田澤伸一議員） 酒井健康福祉部長。

○健康福祉部長（酒井雅彦君） 私から、子供の高度医療についてお答えをいたします。

人口減少下において、将来の山形を担う子供たちが県内のどこに住んでいても安心して質の高い医療を受けられるよう、小児医療提供体制を構築していくことは極めて重要であると考えております。

このため、本県では、第八次山形県保健医療計画において、村山、最上、置賜、庄内の四つの二次医療圏を小児医療圏と位置づけ、まずは地域の病院や診療所が一般小児医療を行い、こうした医療機関で対応が困難な小児専門医療については、四つの小児医療圏ごとに配置している県立中央病院などの小児地域医療センターで患者の治療を行っているところです。

さらに、より高度な専門医療を必要とする患者については、山形大学医学部附属病院などの小児中核病院が県全域をカバーする体制を整え、必要に応じ、他県の小児専門医療機関とも連携しながら、県内の多くの小児患者の治療に当たっております。

その一方で、日本では、必要なときに自らの判断で受診する医療機関を選べるフリーアクセスとなっており、例えば、症例数が多い他県の医療機関を選択する方もいらっしゃるものと考えております。また、昨今の医療資源の集約化・重点化が進められている中で、他県の医療機関を紹介されることもあると認識しております。

このため、県内での専門的な小児医療の受診の機会を増やすため、県立こども医療療育センターで在宅でのオンライン診療を実施し、通院に伴う患者とその家族の負担軽減に取り組んでいるところです。

また、高度な専門医療が必要な子供の中で、慢性的・長期的に治療を要する子供への、医療費の助成や車椅子などの生活用具の給付、さらには、日常的に医療的なケアを必要とする子供とその家族に対する、通院時における訪問看護師の付添いやタクシードライバーによる運転代行の支援なども行っております。

県としましては、引き続きこうした取組を実施するとともに、医療関係者や関係機関などの御意見もお伺いしながら、高度専門医療を含む本県の小児医療提供体制のさらなる充実と患者やその家族の負担軽減に向けて取り組んでまいります。

○議長（田澤伸一議員） 奥山産業労働部長。

○産業労働部長（奥山 敦君） アメリカの関税政策による県経済への影響についてお答えいたします。

米国が発動した関税措置により、現在、日本から米国への輸出には、自動車など特定の品目に対する追加関税と特定の品目等を除く全ての品目に対する相互関税が賦課されております。

県内には自動車部品や電気・電子機器の製造業者など当該関税措置の影響が懸念される企業が多いことから、県では、四月下旬に県内企業に対する緊急のアンケート調査を実施いたしました。

その結果によりますと、「既に影響がある」または「今後影響が出る見込みである」企業が四割を超えており、また、先行きの不透明さから「不安を感じている」企業が約七割を占めております。また、その後の個別の聞き取りでは、一部で取引先からキャンセルや延期、関税の一部負担を求められる事例も確認されており、徐々に実際の影響が出始めているものと認識しております。

こうした中、資金繰り支援や国内外の新たな販路開拓、取引拡大に係る支援等の要望も伺っているところです。企業からの相談の状況としましては、県が設置した特別金融相談窓口への相談はまだありませんが、ジェトロ山形に十一件の相談があり、その内容は、自社の製品にかかる関税率や原産地の判断方法に関する問合せがほとんどであったと聞いております。

県では、これまで関税措置に対する支援として、県商工業振興資金による資金繰り支援、「中小企業まるっとサポート補助金」等による設備投資支援、ジェトロ山形等の産業支援機関と連携した取引拡大支援など、既存の支援策の活用により対応してきたところですが、政府と米国との間の協議がいまだ合意に至っておらず、合意の時期や内容い

かんによっては、県内企業への影響の長期化やさらなる悪化が危惧されることから、今後の政府間協議の状況や対応策などを注視し、併せて県内企業への影響を随時把握しながら、適時適切な支援策を講じてまいります。

いまだ米国の関税政策の趨勢が不透明な状況の中で、多くの企業において不安感が続いております。県としましては、関係機関と連携を図りながら、県内事業者が米国の関税政策とその経済的影響を乗り越え、事業活動を継続していけるよう、しっかりと企業支援に取り組んでまいります。

○議長（田澤伸一議員） 高橋農林水産部長。

○農林水産部長（高橋和博君） 私には、水産研究所におけます再発防止に向けた今後の業務執行体制について御質問いただきましたのでお答えいたします。

水産研究所は、本県水産業の振興や漁業者の所得向上に向けた各種の調査研究を行っております。中でも潜水業務は、アワビやイワガキなどの水産資源の増殖技術の開発や、イガイなどの利用が少ない貝類・海藻類の有効活用に向けた調査などにおいて、欠かすことができない業務であります。

しかしながら、人事委員会から指摘を受けたところでありますが、水産研究所では、潜水業務の実施において、潜水業務心得という内規が職員に周知されておらず、管理する立場にある職員が潜水業務の内容を事前に把握せず、一人での潜水作業が常態化しており、さらに、事故が発生した場合の緊急対応について定められていなかったなど、事故防止や職員の安全確保の点で組織として多くの不備が認められました。

このため、研究所では、改めて潜水業務マニュアルを策定し、潜水業務は必ず二名以上の潜水者と監視員の三名以上で行うことなど、安全対策を強化するとともに、事故発生時の緊急連絡体制も整備したところであります。加えて、マニュアルを職員へ周知し、潜水業務実施時の事前承認の徹底や、チェックリストを用いた器具の点検など、実効性を伴うように運用してまいります。

研究所の運営体制につきましては、今後も本県水産業の振興に重要な調査研究を行っていくため、職員の安全確保の観点からも必要な人材を確保し、職員に対する教育及び研修の機会も充実させ、体制を強化していく必要があると考えております。

事故対応に関する規範が必要とのお話でございますが、こうした事故が起きた場合は、事案に応じてきめ細かに丁寧に対応する必要があります。御遺族に対しましても、知事をはじめ、私も弔問させていただいており、所長以下、研究所職員が継続的に弔問しております。

今後とも御遺族が御納得いただけるよう、説明を尽くすとともに、御遺族への補償や公務災害などの制度もお示しし、誠意を持って御遺族に寄り添いながら対応してまいります。

今後、二度とこのような事故が起こることのないよう、職員の安全確保と適切な業務管理に万全を期してまいります。

○議長（田澤伸一議員） 須貝教育長。

○教育長（須貝英彦君） 私には二問御質問をいただきました。

初めに、配慮を要する子供の学校における共食の環境整備についてお答えします。

県教育委員会では、庄内地区に中高一貫校を設置するに当たり、地元有識者等と様々な協議を重ねてまいりました。その中で、中学生への給食の提供については、自校方式や委託方式などの比較検討を行いました。

鶴岡市学校給食センターは、アレルギー除去食や代替食の提供までは対応できないものの、ユネスコ食文化創造都市である鶴岡市の特色を生かし、地元食材の提供を通して郷土愛を涵養するなどといった優れた食育の取組が高く評価されるという声もありました。

県教育委員会では、学校敷地内に調理場を新設した場合、グラウンドが狭隘となるなどの課題も考慮し、総合的な判断として鶴岡市への委託を決定いたしました。

学校給食においては、アレルギー対応も含め、安全が最優先されるべきものであります。致道館中学校においても、保護者等ともよく話し合いながら、生徒一人一人の症状に応じた対応を行っております。

具体的には、アレルギー成分を記載した詳細な献立表を提供するとともに、必要に応じ弁当を持参していただいております。また、喫食の際には、空中に浮遊したアレルギーの影響を受けるおそれがある場合、十分な距離を確保した上で、可能な限り他の生徒と共食できるようにしております。

今後は、鶴岡市が学校給食センターの施設更新を検討する機会などを捉えて、アレルギー除去食や代替食の提供可能な施設の整備などについて鶴岡市と協議してまいります。

校外学習での対応については、配慮事項や緊急時の対応が適切なものとなるよう、保護者等と面談を重ねながら実施しております。しかしながら、近年、食生活の変化やアレルギーとなる食材の増加が要因で食物アレルギーを有する児童生徒も増加傾向にある現状を踏まえ、校外学習等における対応について新たにチェックシートを整備するなどして、アレルギー対応について万全を期してまいります。

県教育委員会といたしましては、一人一人の特性によりきめ細かく対応するとともに、仲間と一緒に食事を取る経験などを通じ、食の大切さを実感し、食を通したウエルビーイングが実現するよう環境整備を進めてまいります。

次に、公立学校に通う子供たちへの手厚い支援についてお答えいたします。

少子化の進行による児童生徒数の減少や、自然災害の激甚化・頻発化など、子供たちを取り巻く社会情勢や自然環境等が変化する中で、県立学校においても、これらを踏まえた施設整備が求められております。

このような中、県教育委員会では、高校再編整備計画に沿い校舎等の施設整備を行うとともに、全国的な課題であった大規模地震対策に重点的に取り組んできたところであり、校舎等の耐震化については、全ての県立学校で完了したところです。

県立学校施設の老朽化対策につきましては、これまでも、人的被害や教育活動への支障のおそれ、周辺地域への影響等を勘案して、優先順位をつけながら施設・設備の修繕を行ってまいりました。

現在、老朽化の状況により改築が必要と判断された上山高等養護学校及び山形盲学校について、新校舎の整備に取り組んでいるところです。

しかし、県立学校施設全体で、電気や給排水設備などの大規模改修が必要となる目安の建築後三十年以上となる施設が六割を超えており、さらなる対応を求める声を数多くいただいております。

そのため、それぞれの県立学校施設の老朽化の状況について調査を行い、長寿命化改修による施設の有効活用も検討しながら、財政負担の平準化等も考慮の上、中長期的な視点で改修や改築に取り組んでいくこととしているところです。

具体的には、今年度新たに、建築関係の職員も交えた老朽化対策の検討チームを立ち上げ、施設ごとに築年数やこれまでの修繕状況の把握、現地調査などにより、老朽化の度合いを総合的に評価し、その結果に応じて長寿命化改修か改築かのいずれの対策が適切であるか検討を行ってまいります。

その上で、高校再編整備計画等との整合性や、現代の生活様式や新たな教育ニーズに対応した施設・設備への転換といった視点も加味しながら、優先順位を付して計画的に老朽化対策を推進してまいりたいと考えております。

子供たちにとって学校は、学び、成長していくための重要な場所であり、県教育委員会といたしましては、本県の未来を担う人材を育成するため、安全安心はもとより、充実した教育が展開できる環境整備にしっかりと取り組んでまいります。

○議長（田澤伸一議員） 安孫子人事委員会委員長。

○人事委員会委員長（安孫子俊彦君） 山形県の寒冷地手当について御質問いただきましたので、お答えいたします。

人事委員会は、地方公務員法に定める「情勢適応の原則」や「均衡の原則」などに基づいて、職員の給与や勤務条件を適正に確保する責務を担っております。

寒冷地手当は、冬期間に増加する暖房用燃料費等の生計費に着目し、寒冷積雪地域に勤務する職員に対する手当として創設されたものです。そのため、勤務地を起点として支給の有無を決定する在勤地主義を採用しております。

対象となる地域は、気温、積雪量が北海道とほぼ同程度という気象条件の地域とされ、十年ごとに公表される最新の気象データに基づき見直しが行われております。

本県では、国や他都道府県との均衡等を勘案し、従来から国の取扱いに準じているところであり、庄内地域については、平成十六年の見直しにおいてその条件を満たさず、非支給地となったものです。

同じ県内において寒冷地手当の支給に差が生じ、不公平感があるなどの御意見については重く受け止めており、そうした御意見を踏まえつつ、昨今の社会情勢や国との均衡等の考えと、どのように調和を図っていくかが課題であると認識しているところです。

今回の十年ごとの見直しでは、これを契機と捉え、制度の趣旨やこれまでの改正経緯と照らし合わせながら、気象データや他の都道府県の動向等の分析を行い、丁寧に検討を重ねてまいりました。

その検討過程では、「県内の民間事業所での支給が少ない状況には変わりはない」「最新の気象状況から、依然として庄内地域全体を支給地とすることは難しいが、支給対象となる指定公署が拡充し、支給対象者が増加する」等の議論がなされました。それらを踏まえて、国との均衡など、地方公務員法の趣旨を総合的に勘案し、国に準じた勧告を行うに至ったものです。これにより、庄内地域の職員については、一定程度の改善につながったものと捉えております。

人事委員会としましては、寒冷地手当の在り方について課題認識を持ちながら、引き続き、調査研究を行うとともに、昨今の社会情勢に適応した的確な勧告を行うことを通して、中立かつ公正な第三者機関としての役割を果たしてまいりたいと考えています。

○議長（田澤伸一議員） 以上をもって本日の日程は終わりました。

明日定刻本会議を開き、議案に対する質疑と県政一般に関する質問を併せ行います。
本日はこれをもって散会いたします。

午後 零時 三十三分 散 会